

令和7年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和7年9月24日（水曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時46分 散会

○出席委員（27名）

委員長	19番	外崎勝康	委員	副委員長	11番	坂本崇	委員
	1番	須藤江利加	委員		2番	工藤裕介	委員
	3番	志村洋子	委員		4番	三浦行	委員
	6番	工藤賢生	委員		7番	竹内博之	委員
	8番	樋川篤子	委員		9番	竹浪敦	委員
	10番	成田大介	委員		12番	齋藤豪	委員
	13番	蛭名正樹	委員		14番	畑山聡	委員
	15番	石山敬	委員		16番	木村隆洋	委員
	17番	千葉浩規	委員		18番	野村太郎	委員
	20番	尾崎寿一	委員		21番	蒔苗博英	委員
	22番	松橋武史	委員		23番	石岡千鶴子	委員
	24番	三上秋雄	委員		25番	佐藤哲	委員
	26番	工藤光志	委員		27番	清野一榮	委員
	28番	田中元	委員				

○出席理事者

企画部長	神雅昭	総務部長	堀川慎一
財務部長	今井郁夫	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋田美織	健康子ども部長	佐伯尚幸
健康子ども部スポーツ局長	堀子義人	農林部長	澁谷明伸
商工部長	岩崎文彦	観光部長	白戸麻紀子
建設部長	木村和彦	都市整備部長	小山内孝紀
会計管理者	柳田尚美	上下水道部長	京野直文
選挙管理委員会事務局長	奈良道明	企画課長	青山洋蔵
企画課参事	櫻庭智之	企画課長補佐	土岐博志
広聴広報課長	宮本洋	広聴広報課長補佐	太田耕介

健康づくりのまちなか 拠点整備推進室長	山内 恒	人事課長	福士 太郎
防災課長	福士 智広	情報システム課長	齊藤 弘行
情報システム課長補佐	木村 幸生	財政課長	種市 穂
管財課長	羽場 隆文	市民税課長	村元 広美
資産税課長	田中 知巳	収納課長	三上 透
市民協働課長	土岐 康之	市民協働課長補佐	山崎 幾子
市民協働課主幹	秋村 真美	市民課長	長利 博子
環境課長	葛西 正樹	福祉総務課長	高屋 憲
障がい福祉課長	成田 亜弘	障がい福祉課主幹	鈴木 由乃
生活福祉課長	間山 博樹	介護福祉課長	工藤 信康
介護福祉課主幹	関 進一郎	こども家庭課長	清野 悟
こども家庭課参事	村田 善彦	こども家庭課長補佐	太田 宏之
こども家庭課保育係長	福田 育子	こども家庭課健全育成係長	小川 華子
国保年金課長	相馬 延承	スポーツ振興課長	若松 義人
農政課長	一戸 拓利	農村整備課長	柴田 義博
商工労政課長	佐々木 幸生	産業育成課長	澁谷 卓
観光課長	早坂 謙丞	文化振興課長	菊地 謙太郎
道路維持課長	竹村 隆史	地域交通課長	羽賀 克順
公園緑地課長	鳴海 淳	岩木総合支所長	川田 哲也
相馬総合支所長	工藤 浩	会計課長	竹内 伸幸
上下水道部総務課長	中村 洋幸		

○出席事務局職員

事務局 長	西谷 慎吾	次 長	竹内 孝行
次 長 補 佐	竹内 良平	主幹兼議事係長	蝦名 良平
主 査	須藤 弘毅	主 事	外崎 容史
主 事	田村 宣樹	主 事	飯田 大空

午前10時00分 開会

◎委員長（外崎 勝康委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託

された議案は、議案第94号から第104号まで及び第115号の以上12件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち、委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し

添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

◎委員長（外崎 勝康委員） まず、議案第94号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第6号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第94号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第6号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に10億8355万4000円を追加し、補正後の額を897億172万3000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、運動公園整備工事に係る追加1件であります。

債務負担行為の補正は、伝統産業会館指定管理料に係る追加1件であります。

地方債の補正は、観光館整備事業などに係る追加2件、弥生荘整備事業などに係る変更5件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の5億3889万円は、財政調整基金積立金を追加するものであります。

4目企画費の400万円は合併20周年記念セレモニー企画・運営等業務委託料を計上するものであります。

11目諸費の1億1454万7000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

2項徴税費1目課税費の66万円は、家屋評価シ

ステム改修業務委託料を計上するものであります。

15ページにかけての3項1目戸籍住民基本台帳費の54万6000円は、中長期在留者住居地届出等事務に係る経費を追加するものであります。

15ページを御覧ください。

3款民生費1項社会福祉費2目心身障害者福祉費の429万円は、就労選択支援扶助費を計上するものであります。

3目老人福祉費の150万円は、高齢者補聴器購入助成扶助費を追加するものであります。

4目社会福祉施設費の315万6000円は、弥生荘指定管理料及び弥生荘整備工事を追加するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の1億6267万5000円は、子ども未来基金積立金を追加するものであります。

4目児童福祉施設費の127万9000円は、弥生学園指定管理料を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の134万円は、中山間地業務支援システムのデータ修正業務に係る経費を追加するものであります。

5目農地費の3024万円は、農道除雪報償金及び幹線農道緊急対応除雪業務委託料を計上するとともに、幹線農道除雪業務委託料を追加し、りんご樹雪害対策農道等除雪事業費補助金を減額するほか、県営杭止堰頭首工地区土地改良施設突発事故復旧・防止事業負担金を計上するものであります。

17ページを御覧ください。

7款1項商工費2目商工振興費の72万8000円は、伝統産業会館指定管理料を計上するものであります。

3目観光費の1300万円は、市内宿泊施設におけるカットりんごの配布に係る経費を計上し、弘前

城雪燈籠まつり運営委員会負担金を追加するものであります。

6目観光施設費の1310万円は、プロジェクトンマッピング等業務委託料を計上し、観光施設整備工事を追加するものであります。

2項公園費 2目弘前公園管理費の365万8000円は、弘前公園倒木木材利活用業務委託料を計上するものであります。

4目弘前公園整備費の259万6000円は、弘前城二の丸未申櫓地盤常時微動測定業務委託料を計上するものであります。

18ページを御覧ください。

8款土木費 2項道路橋りょう費 2目道路維持費の3000万円は、道路維持補修工事を追加するものであります。

9款 1項消防費 3目消防施設費の585万6000円は、消火栓整備工事を追加するものであります。

10款教育費 5項保健体育費 2目体育施設費の6009万3000円は、運動公園整備工事を計上するものであります。

19ページを御覧ください。

11款 1項災害復旧費 2目公園災害復旧事業費の200万円は、大雪により倒木した弘前公園内の樹木の抜根・撤去等に係る経費を計上するものであります。

12款 1項公債費 1目元金の8860万円は、市債の繰上償還に係る長期債元金償還金を追加するものであります。

3目公債諸費の80万円は、市債の繰上償還に係る補償金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、8ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、20款繰入金のうち、地域福祉基金繰入金及び弘前公園お城とさくら基金繰入金、22款諸収入及び23

款市債を計上するとともに、一般財源として1款市税、12款地方交付税及び21款繰越金を追加するほか、20款繰入金のうち、財政調整基金繰入金の追加1億6832万4000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上になります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎16番（木村 隆洋委員） 私のほうから2点お伺いしたいと思います。

まず、17ページ、7款 1項 3目、弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金追加についてお伺いいたします。

今回、1000万円の追加ということですが、この弘前城雪燈籠まつりで追加になる、今回新たにどのような事業を具体的にやるのかお伺いいたします。

次に、18ページ、10款 5項 2目、運動公園整備工事の6009万3000円についてお伺いいたします。

今回、はるか夢球場の改修と、席数の増席ということですが、改めて具体的な工事の概要、そしてスケジュール、この工事をするに当たっての財源はどういった形になっているのかお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 弘前城雪燈籠まつり運営委員会への負担金の追加でございますが、弘前城雪燈籠まつりは昭和52年から開催しておりまして、今年度で第50回を迎える記念の回でございます。

多くの市民の参加や県外客の増加が見込まれるほか、令和7年12月から令和8年3月までJR東日本において、青森県・函館観光キャンペーンを実施することもありますので、本県に対する誘客効果も高まる見込みであることから、雪燈籠まつりの拡充を図るものでございます。実施期間は令和8年2月6日から2月11日までの6日間となり

まして、主な事業内容でございますが、ナイトコンテンツの強化といたしまして、追手門から植物園までの通りに、りんご植栽150周年を記念する一環としてりんごねふたストリートの設置ですとか、毎年恒例の大型滑り台にプロジェクションマッピングを投影したりですとかを行いたいと思います。

それから、市民参加型のイベントといたしまして、カラーインク入りの水鉄砲と水風船を駆使してチームで争うニューウインタースポーツ——ソンドというものがありまして、弘前商工会議所青年部の協力によってこれを実施したいと思っております。また、暖冬を想定しながらも何か冬期間に楽しめるイベントとして、チャンバラ合戦みたいなお城ならではのイベントもしたいと思っております。

またそのほか、大雪像前のステージを利用して市民の方にいろいろな発表の場を設けるというものを含めて、ステージイベントを行っていききたいと思っております。

補正額が1000万円で、一般財源であります、12月1日からスタートする宿泊税を活用したいと思っております。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 木村委員からの質疑に対してお答えいたします。

まず、はるか夢球場の工事の概要ですけれども、現在3塁の内野席と外野席の間に、芝生のちょっとした小高い傾斜のついた場所があるのですけれども、こちらに座席を設置するとともに、1塁側と3塁側のフィールドシート、ちょうど野球場のプレーする面と、低い席があるのですけれども、そちらの空いている部分に4人がけのボックスシートを設置することにしております。

座席数ですけれども、3塁の内野芝生席部分に関しては384席、あと1塁側、3塁側のボックスシートを合わせまして24席、合計で408席の増加

を見込んでおります。

2点目の今後のスケジュールに関してですけれども、補正予算案が承認され次第、速やかに設計等の業務を行いまして、年内の早い時期には契約締結をしたいと考えてございます。

プロ野球の一軍戦に関しては、来年の日程は決まっているものではございませんが、例年大体5月、6月に楽天で開催していただいているのもございますので、4月末までの工事完了を目指しております。

あと、三つ目の財源に関しましては、財源は今、充当率75%の一般単独事業債4200万円を見込んでおりまして、残りは一般財源ということになってございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、課長からも、雪燈籠まつりはナイトコンテンツも充実させていくということで、先ほど財源の話では宿泊税を充当すると。今年の12月から宿泊税の徴収が始まりますので、今回の補正予算に関して宿泊税を財源とされるものはこのほかにも、先ほどプロジェクションマッピングの旧第五十九銀行の話もありました。カトリんごは今回も挙がっていますが、3万個の配布、あと、観光館のトイレの洋式化が宿泊税を財源として掲げられております。

今回、弘前冬物語という仮称で、どういう名前になるか分かりませんが、弘前市の観光の弱点である冬の部分を強化しようと、私自身これはすばらしいことだと思っているところと、あと今回、観光館の洋式化というハード面の整備に宿泊税が充当されております。今回の雪燈籠まつりの負担金、ナイトコンテンツの強化、そして12月から始まる予定の旧第五十九銀行でのプロジェクションマッピング、カトリんごの3万個配布。カトリんごの3万個配布は、恐らく今年度だけで終わりですので、来年度は多分やらないとは思いますが、今年の冬以降、この観光コンテンツ

を充実させていった場合、プロジェクションマッピングの事業、そして雪燈籠の事業に宿泊税を1000万円ずつ財源として充てた場合、もし来年度からこのイベントをやる際に財源を宿泊税にするのかどうかという問題があるのかなど、個人的には思っております。この辺は、市として、今後のこのイベントの成果によってになるのでしょうか、好評だったら来年もやろうというときに、また宿泊税を財源とするのかどうか。それに関して、来年の開催等も含めて、市としてやってみなければ分からないというのは分かるのですが、この財源のところはどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

運動公園の整備工事です。はるか夢球場の席の増席は、合わせて408席ということでありました。最後に聞くのですが、個人的にはセ・リーグの一軍戦ということを見ると、席数もどうなのかなと思っております。

今回408席を補正で行うと、その後のはるか夢球場の全体の席数の増設とか、そういう点に関して、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 本事業を含めて、宿泊税の充当につきましては、今後も限定するものではございません。宿泊税導入の目的に照らしまして、適切かつ効果的な事業の実施に必要であると判断される事業に、優先度も考慮しながら宿泊税が充てられるものと考えております。

その中で、長年課題としている冬の誘客促進のための雪燈籠まつりですとか、新たな取組が当市の冬季イベントの主力となって、さらに魅力を高めた祭り・イベントになっていくのであれば、その必要性を毎年度検討して充当していくことはできるのではないかと考えております。

ただ、宿泊税は、観光部だけでなく観光振興につながる取組に充当していきたいと考えておりま

す。現在は来年度予算に向けまして全庁的に照会しておりまして、事業を観光課の中で精査してございます。宿泊事業者や観光関連事業者などの要望も踏まえながら、ハード・ソフト面で宿泊税を有効に活用していきたいと思っております。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 今後の整備についての見解でございましたけれども、この整備以外につきまして、現時点で決まっているものはございません。プロ野球の一軍公式戦の誘致状況であったり、市民の皆様のニーズを踏まえまして、総合的に検討していきたいと考えてございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 雪燈籠まつりのところで、これはちょっと要望になるのですが、宿泊税の財源を充てているというところで、大体1億2000万円余り、年間60万人が宿泊するというところで財源の見込みがあると。法定外目的税ですので、使途が観光に特化して明確でなければいけない。確かにソフト事業も必要性はあると思うのですが、私個人は先にハード面にこの宿泊税を充てるべきではないかと考えております。

圧倒的に思っているのは、弘前公園のトイレは果たして今のままでいいのかということだと思います。ねぶた開催中、市民中央広場のトイレはきれいです。観光客の方は、あれがあるとないとは圧倒的に状況が違います。そういう意味では、トイレを観光地としてどうきれいに整備していくかというのは、私はイの一番にやるべきなのだろうと。ハード面をそろえていってから、いかにソフト事業に移っていくかということが、順番としては必要なかなと考えております。

今議会での三浦議員の質問でも、ある程度ロードマップをつくっていくべきではないか。私もその意見に賛成です。今後どう宿泊税を使うか、1億2000万円の財源が来るのは分かっていますので、市として、例えば3か年計画、5か年計画、

10か年計画的な、必ずそのとおりというわけではなくても、マクロ的な形である程度こういうものでいこう、ハード面でいこう、ソフト面でいこうとか、そういうものの計画性をつくっていただきたい。そうしないと、この宿泊税は何のために取ったのという、津軽弁で言うと、今これやるはんで、ばふらっとこういがるみたいな感じだとよくないというか、観光都市弘前をアピールするためであれば、こういうロードマップ、中長期的なマクロ的な考え方を持って、使途を検討していただきたいと、これはお願いで終わります。

運動公園の整備事業であります。今回は408席を増席すると。まだ現段階で今後はあまり決まっていないというお話でありました。

第2回定例会での蒔苗議員の一般質問の中でも、セ・リーグ誘致という広島等の話も出ております。やはりセ・リーグを誘致するとなると、どう考えても2万人規模のスタジアムがないと、まずそれが最低条件だろうと。これは、皆さんもセ・リーグの球団、これまでいろいろと交渉しても、最低で2万人のスタジアムが必要だと。

例えば、読売巨人軍——ジャイアンツでも、みちのくシリーズを何年かに1回行っております。みちのくシリーズで来たことがないのが青森県だけ。ほかの5県では実際に開催しております。

そういった意味では、広島どうこうというところも含めて、楽天は1試合しか行わないが、2連戦、3連戦というところも含めて、将来的に2万人規模のスタジアム、そしてセ・リーグの一軍戦の誘致というのは、市として本当にスタジアムの増設がないと多分現実味はないと思います。このセ・リーグの誘致に対して、どういう見解なのか、最後にお伺いして終わります。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） セ・リーグの誘致に関しましては、これまでいろいろな誘致活動を各球団と行ってまいりました。これまで

培ってきましたプロ野球球団との関係性を大切にしつつ、セントラル・リーグ、パシフィック・リーグ、それぞれ1試合ずつの開催に向けて、あらゆる可能性を探りながら、引き続き誘致活動を行ってまいりたいと考えてございます。

◎1番（須藤 江利加委員） よろしく申し上げます。私からは3点についてお伺いしたいと思います。

まず、一つ目が、3款1項3目の高齢者補聴器購入助成扶助費追加についてであります。

こちらは議会でも何度か私から質問させていただいてはいるのですが、今回も補正があったということなので、必要数が足りなくなっているということだと思っておりますが、今回はどのくらいの件数が今年に入ってから申請が出ているのか。あと、前回より予算を立てたが、予算をはるかに超えてきているということで、前に伺った際に、市内にいらっしゃるドクターの皆さんが補聴器の相談員として頑張っているのだと確認してきたところなのですが、このドクターの数は弘前市に何人いらっしゃるのかについても、今回具体的にお伺いできればと思っております。

二つ目が、7款2項2目になります。弘前公園木材利活用事業についてであります。

こちらは、この間の議会で、ほかの議員の皆さんも質問されている中身ではあるのですが、今回活用するに当たっての事業概要を簡単に結構ですので、改めてお伺いしたいと思います。

これに付随しまして、11款1項2目になります。公園災害復旧事業追加でございます。

こちらは、倒木した樹木の活用についての部分になるかと思うのですが、こちらは最終的にどのくらいの本数、量の樹木が倒れてしまったのかというところの具体的な数を教えていただきたいと思っております。お願いします。

◎介護福祉課長（工藤 信康） それでは、補聴器の申請状況ですけれども、今年度の8月末現在で、82件の申請となっております。

また、補聴器購入助成の対象とする医療機関の相談員ですけれども、青森県内には43名おまして、そのうち15名が弘前市の病院等に所属していることになっております。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 7款2項2目の弘前公園倒木木材利活用業務委託料についてです。

今回、今冬の降雪により倒れた木材を利用して、材として何か作れないかということで、今回の補正によりまして、桜と松材によりボールペンとシャープペンシルを作製することと、松材により8分の1サイズのりんご箱を製作することと、松材によりテーブルを作製する。こちらをふるさと納税の返礼品として活用したいと考えております。

今年の倒れた木の量についてですけれども、今冬の降雪による倒木等の被害は、松が53本、桜が3本、その他エゾエノキが1本の合計57本。重さによりますと約400トンの被害が出ております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。再質疑をさせていただきます。

高齢者の補聴器の購入等補助についてであります。先ほどお伺いした答弁の中身で、弘前市には15名の対応できるドクターがいらっしゃるということで、こちらの方々の普及活動とか件数がここまで増加するとは、多分前回の令和6年度に伺った際にも思っていなかったのですけれども、そうしますと、先ほど、82件の申請がもう既に今年には出ているということなので、前回の令和6年度とプラスにすればもう200を超えるわけです。高齢者の皆さんがかなりの数の補聴器を御購入して使っている状況になっているということが分かってきているのですけれども、今回、申請状況は確認できたのですが、補聴器の金額がかなりま

ちまちであるということも、前から私も見たり確認したりして分かっていたのですけれども、この申請されている方々、今回までに購入された方々というのは、どのくらいの値段の補聴器を御購入されているものなのか、市として上限をつけておりますので、どのくらいのものになるのかなというのを具体的にお伺いしたいと思います。

もう一つの弘前公園木材利活用事業について、付随しているのであれなのですけれども、倒れた木をしっかりと使うというお話の確認が取れたところなのですが、400トンもの倒れた中身から使えるものというのは限られてくるかもしれないのですけれども、全体としてどのくらいの量が今回使えるものになったのか、使えないものがどのくらいになっているのかというところを、もうちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 金額がどのような状況になっているかということですが、今年度の82件のうち10万円未満が15件、10万円以上20万円未満が41件、20万円以上30万円未満が13件、30万円以上が13件となっております。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 今回、倒れた木のうち、材木として使うために、専門業者に見てもらいました。その結果、雪の重みが増加したことにより、幹折れや腐り、幹のねじれなどがあって、当該事業で使えない木材も大分ありました。その結果、今回の事業で活用する使える木材としては、桜の丸太1本、あと松の丸太3本、大体重さで3トン程度です。

そのほか、使えない腐りの入った木とかにつきましても、チップ化してバイオマス発電の燃料にする事業者へ売払いをしております。こちらのチップとして売り払った総量は、令和6年度と令和7年度を足しますと387トン、そのほか材木として売り払ったものもありまして、そちらは11トンです。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

先ほどの補聴器購入の価格帯のところですが、かなりバランスというか、安いものから高いものまで様々ある中で、割と高いものも買われている傾向があるのだなと。30万円以上が13件とお伺いしたので、安ければいいというものでもないし、長く使えるようにするためにもしっかりとした品質のものを皆さんはお求めなのかなと思ったのですが、まだ始まってそんなにたっていない事業ですので、事業自体をやってきて、効果はなかなかまだ見えていないかもしれないのですが、先ほど答弁いただいたとおり、もう200件超も、今年だけではなく、事業を始めてから増えてきている中で、効果をしっかりと把握していく必要があると思います。今後、市としてこの効果をどのように把握されていく予定なのか、考えがあるのかについてお伺いしたいと思います。

再々質疑です。先ほどの公園の木材の利活用事業の話に付随して、災害復旧事業の話が進んでまいりましたが、かなりの数の使えないものがあったけれども、387トンでしたか、腐り、汚れでも、バイオマスとかに使えるものに変わるということなので一安心しています。使えるものが3トンしかなかったというのは少し残念な思いもあるのですが、正直地元の方も、こういった地元にある木が倒れたけれども、記念として欲しいとかというふうな思いをする方が、もしかしているかもしれないと勝手に思っていたところもあったのですが、何分3トンしかないということなのでしょうがないと思いますけれども。

そうしましたら、7款2項2目の弘前公園木材利活用事業で最後の質疑に代えたいのですが、今後、返礼品を作るに当たっての具体的なスケジュール、どういうふうに行っていくおつもり

なのかについて、最後にお伺いできればなと思います。お願いします。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 事業の効果の把握についてお答えいたします。

補聴器は、継続使用することで他者とのコミュニケーションが円滑となり、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるものと考えており、まずは補聴器購入者に継続して使用してもらうことが大切と考えております。ある程度の期間を継続して利用しているかの状況を把握する必要があると考えておりますので、今後はアンケートの調査を検討してまいります。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 今回、補正予算の審議が通りましたら、木材の製材、乾燥に入っていきます。これが大体3か月ほどかかりますので、その後2月ぐらいからボールペンの製作とかりんご箱、テーブルの製作に入りまして、令和8年度のふるさと納税の返礼品として活用したいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは2項目。まず、15ページの3款1項2目、就労選択支援事業についてお伺いします。この事業の概要について、まずはお聞かせください。

次に、7款2項2目、弘前公園木材利活用事業について。昨冬の豪雪で被害に遭ったこの倒木をふるさと納税の返礼品として利活用する、また、価値ある製品へと再生することで、持続可能な社会にも貢献するすばらしい取組だと思います。まずは、この財源がどういう形になっているか、あと事業の委託先についてお聞かせください。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 就労選択支援事業につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和7年10月1日から実施されるものであります。

この事業は、障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理、いわゆる就労アセスメントを実施、活用しまして、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するものでありまして、適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障がい福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されることを趣旨として実施するものであります。

財源につきましては、障害者自立支援給付費負担金であり、負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

今般、就労選択支援事業内容の詳細等を確認できたことから、今年度の見込額429万円を新規事業に係る補正として計上するものであります。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 財源につきましては、12ページに記載されているふるさと納税寄附金などを財源とした20款1項9目の弘前公園お城とさくら基金繰入金を活用します。

事業の委託先につきましては、現在の予定では製材、乾燥については青森県森林組合連合会で、ボールペン、シャープペンシルにつきましては平山萬年堂、あと8分の1サイズのりんご箱及びテーブルにつきましては、木村木品製作所を考えております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

就労選択支援事業ですが、新たな障がい福祉サービスが開始になることが分かりました。

それでは、補正に至った経緯をお聞かせください。

続けて、弘前公園木材利活用事業についてですが、納税の額によってどのような返礼品が作製さ

れるのか、具体的にお聞かせください。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 就労選択支援事業につきましては、障がい者等の地域生活や就労支援の強化により、障がい者等が希望する生活を実現するため、令和4年12月16日に公布されました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律により創設されたものでありまして、改正法における就労選択支援の施行日は、令和7年10月1日となっております。

就労選択支援事業の実施につきましては、令和7年3月31日付の国の通知により就労選択支援に係る指定基準の解釈、報酬の留意事項等が示されたこと及び令和7年8月20日に、県による市町村説明会が開催されまして、今般、就労選択支援事業内容の詳細等が確認できたことから、補正予算の上程に至ったものであります。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 今回製作するのは、一つ目として、松材と桜材で製作するシャープペンシルとボールペンを、各150本の計600本作ります。こちらは1万2000円のふるさと納税寄附金の返礼品と考えています。

次に、松材によるインテリアとしても使える8分の1サイズのりんご箱は、100個製作して、りんごを3個入れて、1万6000円の返礼品としたいと考えております。

最後に、縦200センチメートル、横60センチメートル、厚さ5センチメートルの松の一枚板を使用したテーブルを3台作る計画であります。こちらは108万4000円のふるさと納税寄附金の返礼品としたいと考えております。

これらの製品につきましては、弘前公園の桜、あと推定樹齢260年の松を使っているということを出すことで、プレミアム感を出して、ふるさと納税の寄附意欲を高めてまいりたいと考えております。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございますました。

最後に、意見要望だけ申し上げて終わります。

就労選択支援事業について、就労支援事業所だけでなく、一般就労という幅広い選択肢を持って、障がいをお持ちの方が意欲的に働くことができるよう、また継続して就労できるよう、きめ細やかなサポートをお願いいたします。

木材利活用事業について、この弘前市の豪雪という厳しい自然環境を知ってもらいたい機会になると思います。実際に倒木した現状を目の当たりにしたときは私も愕然としましたが、このふるさと納税の返礼品として生まれ変わり、弘前市から旅立っていく樹木には感慨深いものがあります。こういった取組が、災害に遭ったほかの地域の活性化や資源の再利用につながっていくことを期待します。

◎4番(三浦 行委員) 6款1項3目、中山間地域等対策事業追加について質疑します。

中山間地域は水源地であり、農作物の供給地であり、特に当市では私たちの生命と生活を支える重要な地域です。市のホームページにも、中山間地域等の農地を耕作する農家などに交付金を直接支払い、農業生産活動を維持するとともに、多面的機能の確保を図るとあります。

今回の補正の概要をお伺いします。

◎農政課長(一戸 拓利) 中山間地域等対策事業追加になりますけれども、この事業は、中山間地域等直接支払交付金制度の周知、それから現地確認、あと交付金の交付に伴う事務費となっております。今年度が新しい対策の第6期という形になりますので、その第6期に合わせた形で、中山間地業務支援システムの改修と、交付対象の農地や耕作者が大幅に変更になっておりますので、併せてデータ更新をするための入力作業を行う会計年度任用職員の人件費を今回補正したというも

のであります。

◎4番(三浦 行委員) 中山間地業務支援システムのデータ更新、修正とのことですが、どのような修正かお伺いします。

◎農政課長(一戸 拓利) このシステムは、交付対象になる農地やその経営者を管理したシステムとなっております。そのシステムを今の第6期対策に対応できるように修正するというもので、一番大きいのは交付対象になる農地が変わっておりますので、その修正が主な変更になりますけれども、あわせて、様式も変わっておりますので、帳票の修正も行うものであります。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。

中山間地は平地に比べて農業の生産条件が不利な上、最近が高齢化や人口減少、さらに鳥獣害が増え、放任園改善も重要課題ですので、ぜひ、これからも手厚い支援を要望します。

◎7番(竹内 博之委員) 18ページの10款5項2目の運動公園整備工事についてお聞きしていきます。

今、木村委員も質疑を行っていましたが、NHKの報道を見ると、セ・リーグの一軍誘致のため、座席増とあります。

まず、今回の補正に至った経緯の中で、セ・リーグ誘致のためなのかということを確認します。

今回、408席も増加するということですが、今は合計何席あって、今回の増席で合計何席になるのかということも確認します。

もし、仮にセ・リーグ誘致ということであるならば、先ほど木村委員から2万人という数字も出ましたが、セ・リーグ誘致のための条件とか、その辺り、どういう認識を持っているのかお聞きします。

◎スポーツ振興課長(若松 義人) 竹内委員か

らの質疑に対してお答えいたします。

セ・リーグの誘致ということで、NHKの報道があったように聞きましたけれども、もちろんセ・リーグも含めたプロ野球一軍戦の誘致のために、今、増席するということがございます。

はるか夢球場の座席数ですけれども、現在1万5050人となってございまして、今回の補正で予定している408席を足しますと、1万5458席となる見込みでございます。

セ・リーグの誘致の条件に関して、今、こちらの市で個別具体的な条件に関しては承知しているものはございませんが、やはり座席数が増えることも大きい一つの要因であると考えているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 今の答弁だと、セ・リーグ誘致の条件を把握していないということであれば、整備をするに当たっての根拠というか、何のためにやるのかということが非常に不透明になると思いますし、先ほどの財源の部分の話を聞くと、一般の起債ですよね、今回。充当率が75%ということは、事業費の75%を起債はできるけれども、交付税措置とかがある、いわゆる皆様が扱うような有利な財源ということではないと思うのですよ。そこをまず、有利な財源を使えないものなのかということを知ると、あと、セ・リーグを含めた誘致という答弁だったのですけれども、何のためにというところは私は出てこなくて、報道ベースとのずれが若干あるなという部分もありますし、私は、2万人の収容ができないのであれば、セ・リーグはなかなか誘致できないということを知っていたので今回質疑に至っているのですけれども、先ほどの答弁だとセ・パ一軍を1試合ずつやりたいというお話だったので、そうであれば、整備計画というものをしっかりつくる必要があるのかなと。その整備計画に基づいて財源を確保して、段階的にはるか夢球場をセ・パ両リーグ

で一軍誘致できるようにということで対外的にも説明できますし、今のままだとどこに進むかわからないままで、まず一旦、408席を増やしますみたいなのは、それこそ私は、財政がなかなか楽ではないのではないかとという問題を指摘している立場なので、なおさら今回のこの補正に至った経緯というのは非常に不透明なところがあるのではないかなと思います。

もう一度質疑に戻るのですけれども、当初は2期計画というものがあったのだと先輩議員が教えてくれました。そういった、はるか夢球場の2期計画の存在の有無とか、これからの見通しの中で総合的に判断するというお話で、計画は今のところはないというお話でしたが、私が今述べたように段階的に計画を作成して、財源も確保しながら整備していくことが望ましいと思うのですが、その点について見解をお伺いします。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 2期計画につきましては、特に決まった計画があるというものではございませんで、当初リニューアル工事した際に、業者からのプレゼンの中の一環として2期工事があったと承知してございます。

あと、もう一つ、整備計画をつくってということでございますけれども、今、補正で掲げましたこちらの工事を行うことで誘致を進めていきたいと考えてございますので、整備計画をこれからつくるといふことの予定は現時点ではございません。

◎7番（竹内 博之委員） 先ほど、リニューアル工事のときに民間からプレゼンの中で示されたものがあるということでしたので、委員長にお願いなのですが、これは資料としてお願いしたいです。

最後の質疑というか、今の答弁だとなかなか税金を使って事業を進めるということに関しては、私は非常に物足りないと思うので、かつ、今、青

森県でもボールパーク構想ということでプロ野球の誘致を行うことも報道されていますが、県のボールパーク構想と市のセ・パ一軍の誘致というところで、いわゆる差別化戦略みたいなことも当然必要だと思うのです。市民とか県民にとって、プロ野球を生で見られるということは非常に公益性が高いと思いますので、重要なことだと思うのですが、県のボールパーク構想もある中で、差別化戦略みたいなことに関してどういう見解をお持ちなのか、最後にお伺いします。

◎スポーツ振興課長（若松 義人） 県との差別化ということでございますけれども、県のボールパークが具体的にどういうものになるかは承知しておりませんが、はるか夢球場に関しては、岩木山が眺望できるであったりとか、あと、私鉄の駅が近くにあるとか、独自性のある球場だと思っております。

県の整備の状況によっては、プロ野球の開催可能な球場が県内に二つということになると想定されますけれども、他県の状況だけを見る限りですと、山形や福島ではそれぞれの球場でセ・リーグを誘致したり、パ・リーグを誘致したりという形で今年度も開催されてございますので、はるか夢球場の独自性なり、県とは違った球場というところをこれからも引き続き研究していきまして、こちらもプロ野球の一軍戦の誘致に関しては、引き続き行っていきたいと考えてございます。

◎委員長（外崎 勝康委員） では、資料をよろしくをお願いします。

◎17番（千葉 浩規委員） よろしく申し上げます。4項目あります。

一つ目は、家屋評価システム改修業務委託料についてです。2款2項1目の14ページです。このシステム改修に至った経緯と、あと、なぜこの時

期なのかということで答弁をお願いします。

二つ目は、戸籍住民基本台帳費、14ページ、2款3項1目です。これについてですが、中長期在留者住居地届出等事務費追加ですが、今回の制度改正の概要、あとは補正となった理由と追加となる業務の概要について、答弁をお願いします。

三つ目は、弘前城二の丸未申櫓地盤常時微動測定業務委託料についてです。17ページ、7款2項4目です。今回の補正予算の概要について答弁をお願いします。

四つ目は、18ページ、9款1項3目の消火栓整備工事追加についてです。追加になった理由について答弁をお願いします。

◎資産税課長（田中 知巳） システムの改修に至った経緯と、なぜこのタイミングなのかということについて御説明します。

令和8年度から基幹業務システムは標準化を進めておりまして、固定資産税システムのレイアウトが変更となります。家屋の評価システムは固定資産税システムとデータ連携しておりますので、固定資産税システムから出力される内部のコード、台帳の項目、帳票などのレイアウトの変更に合わせて、家屋評価システムもレイアウト変更をして連携できるよう改修しようとするものであります。

二つ目ですけれども、なぜこのタイミングなのかについてですが、令和7年度当初予算要求時には、標準化するための固定資産税システムの機能の要件、データの要件、連携する要件など、具体的な改修範囲が判断できなかったため、当初予算での要求は見送ったものです。

今回、令和7年5月末に、詳細な改修内容と範囲が判明しましたので、令和8年度の運用開始に向けて補正予算に計上したものです。

◎市民課長（長利 博子） 中長期在留者住居地届出等事務費追加の概要について説明いたしま

す。

市町村では、入管法等に基づき、在留外国人である中長期在留者及び特別永住者の住居地届出事務や、特別永住者証明書交付関連事務などの在留関連事務を行っております。

これまでの中長期在留者は在留カードの所持が必須である一方、マイナンバーカードについては、希望する方が居住する市町村に任意で申請し所持している状況でした。両カードの手続きは、入管庁と市町村の異なる行政機関を通じて行う必要がありましたが、令和6年6月21日、入管法等の一部改正を含む改正法が公布されたことにより、在留カードとマイナンバーカードが一体化された両方の機能を有した特定在留カードを所持することが可能となります。この手続きのワンストップ化により、中長期在留者本人の負担が軽減され、行政事務の効率も向上するものです。同様に、特別永住者が所持する特別永住者証明書も、マイナンバーカードと一体化された特別永住者証明書として発行されます。

今回の改正法施行により、特定在留カードに係る新たな在留外国人関連業務を実施することとなり、当該業務に必要な専用端末を調達する必要があることから、補正予算を計上したものであります。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 今回の補正につきましては、弘前城二の丸未申櫓の耐震診断実施前に、地盤側の特性を把握するために、地盤常時微動測定業務を実施し、来年度行う予定の地質調査の基礎データとするものであります。

◎防災課長（福士 智広） 消火栓整備事業の追加についてでございます。

追加の理由でございますが、本年5月と6月に消防事務組合からの情報提供及び防災課のパトロールによりまして不具合を把握したものでありまして、消火栓本体からの漏水及びマンホール蓋

周辺の陥没により、二次被害のおそれがあり、緊急修理が必要であるため、今回の補正により対応するものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 家屋評価システム改修業務委託料についてです。家屋評価システムはどのようなシステムなのか答弁をお願いします。

二つ目は、戸籍住民基本台帳費に関わってですけれども、マイナンバーカードと在留カード等を特定在留カードに一体化するということだったのですけれども、具体的に市役所としての事務手続はどのようなものになるのか答弁をお願いします。

続いて、弘前城二の丸未申櫓地盤常時微動測定業務委託料についてですが、この地盤常時微動測定業務といったものはどのような業務なのか、また、この調査がなぜ必要なのか答弁をお願いします。

続いて、四つ目は、消火栓整備工事追加についてですが、具体的な工事箇所と工事の内容について答弁をお願いします。

◎資産税課長（田中 知巳） システムについて、どのような内容のシステムですかということについてお答えします。

固定資産税における家屋の評価ですけれども、地方税法に定める固定資産評価基準により、再建築価格を基準とした方法で行うこととされてございます。評価する家屋と同様の家屋を新築した場合に必要とされる建築費を基礎として、新築時からの経過年数に応じた減価率を乗じて価格を求めることとなっております。家屋の評価システムは、建築費を算出し、減価率から評価額を計算して、台帳管理するための補助的システムで、固定資産税システムとの連携をカバーしているものでございます。

◎市民課長（長利 博子） 市の事務手続、新たな業務内容についてお答えします。

初めて日本に住む在留外国人が市町村窓口で国外転入の住居地届を行う際、一体化した特定在留カードの取得を希望する方の申請受付とカード交付の事務が新たに発生します。

また、在留外国人の転入・転居などの住所届出の際には、特定在留カードまたは一体化を希望しない方が所持する新様式の在留カード等のICチップに住居情報を記録する事務も新たに発生するものです。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 地盤常時微動測定について御説明します。

地盤は地震時以外でも常に揺れておりまして、人間には感じない微細な振動のことを常時微動といいます。これを測定することによって、地盤種類の判定と地震動における揺れの周期や揺れ幅の増幅特性を推定することができまして、この後に行う地質調査の基礎データとなるとともに、地質調査の箇所数を減らすことができる可能性もあります。

必要性についてですが、未申槽は物見やぐらという性質上、土塁上に石垣を積んで、その上に設置されていることから、その土台となる土塁である地盤の強度を調べることは重要でありまして、文化庁からも調査をするよう指導を受けております。

◎防災課長（福士 智広） 具体的な工事箇所とその工事内容ということでございます。

今回は3件を予定しておりまして、1件が桔梗野三丁目でも漏水している地下式消火栓の更新であります。それから、あとの2件が、新鍛冶町と種市字板橋のがたつきによる振動騒音が発生している地下式消火栓の更新でございます。消火栓管というのは、消火栓が地下に埋められているのですが、その箱というか、それが埋められているのですが、その地下式消火栓の更新が2件でございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 家屋評価システム改修業務委託料についてなのですが、今年度中に基幹業務システムの標準化は行わなければならないことになっているのですが、それに伴うシステム改修ということでした。

たしか6月議会でも、総合収納システムの改修が行われたのですが、今回は家屋評価システムの補正です。そうした場合は、ほかのシステムの改修はどうなっているのだろうか。とにかく今年度中に終わらなければならないわけですから、一体ほかのシステム改修はどうなるのかと大変心配なのですが、この点について答弁をお願いします。

二つ目は、戸籍住民基本台帳に関わってですが、マイナンバーカードには5年の電子証明、あと10年のカード更新といった期限があるのですが、在留カード等も期限があると思うのですが、この期限の扱いはどうなるのか。在留カードとマイナンバーカードの期限がばらばらだと、また大変な話になるのですが、この期限は一体どうなるのかということについて答弁をお願いします。

三つ目は、常時微動測定業務委託料についてなのですが、今、答弁いただいたのですが、この業務を行うことによって、今後このスケジュールは一体どうなるのかということについて答弁をお願いします。

◎情報システム課長（齊藤 弘行） ほかのシステムについてはどのようになっているかということですが、現在、住民基本台帳や住民税など標準化対象の20業務、並びに標準化対象とはなっておりませんが、共同クラウドを利用している業務につきましては、国が示す標準仕様に基づき、順次システム改修を行っております。

これらに含まれない、今回の家屋評価システムのような基幹業務の補助的システムに関しまして

は、ほかに確定申告支援システムや農地台帳システム、固定資産管理システムがございます。それらにつきましては、システムの保守契約の中で改修作業を進めているもの、また既存の機能で対応が可能であり、現在のところは改修の必要がないシステムとなっております。

◎市民課長（長利 博子） 在留カード等の期限の扱いについてお答えします。

在留期間が無期限の永住者等に交付される現行の在留カードの有効期間は、16歳以上は交付から7年、16歳未満は16歳の誕生日の前日までとなっております。

マイナンバーカードの有効期間とは異なっており、改正法施行後は一体化後の特定在留カード、永住者等の在留カードともに、18歳以上は10回目、18歳未満の方は5回目の誕生日までと、それぞれのカードの有効期間が統一される予定であります。

なお、在留期間の定めがある在留外国人が特定在留カードを取得した場合、現行の在留カードと同様に、有効期間は引き続き在留期間までの予定となっております。

◎公園緑地課長（鳴海 淳） 二の丸未申櫓につきましては、当初、令和15年度から約80年ぶりとなる保存修理に入る計画でしたが、今回の雪害を受けて文化庁と協議した結果、令和8年度から着手する災害復旧において、中濠の一部を埋め立てるなど規模が大きい仮設工事が必要となることも考慮し、引き続き、保存修理まで行ったほうが効率的であるとの判断から、令和9年度から実施予定であった三の丸東門の修理を先送りすることの代替案として、未申櫓の保存修理を前倒しすることが可能となったものでありまして、災害復旧から保存修理まで一連の工事が完了するのは、現時点では令和17年度末となる見込みとなっております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私からは1点、18ページ、8款2項2目道路維持費の3000万円の工事概要と予算概要と、補正に至った経緯をまずはお聞かせください。

◎道路維持課長（竹村 隆史） 今回、補正する道路維持補修工事につきましては、緊急自然災害防止対策事業債、いわゆる緊自債などの財源を活用して実施しているものなのですが、令和7年度から緊自債の対象事業に、凍上災の予防、拡大防止というのが追加されることになりました。

緊自債自体、単独事業の財源として活用できる起債になっておりまして、市にとって負担の少ない有利な財源となっているのですが、今年度までの措置ということになっておりまして、それを使って起債の事業要件などを満たす工事について、来年度以降やろうとしていた計画を前倒しして施工しようと補正に至ったものでございます。

今回の対象となる工事につきましては、石川乳井線となってございまして、こちらはひび割れとか路線の道路の劣化が著しいということで、今後放置しておいたときに凍上災害が起こることも考えられるため、こちらを今回前倒しして工事を施工していきたいと考えてございます。

◎13番（蛭名 正樹委員） 緊自債ですか、新しいそういう起債が補修工事に充当できるということで、前倒しして、今、市債を使って、まずはやっていく感じで受け止めましたが、それでいいのかということと、仮に緊自債という新しい事業債が導入されることになれば、次年度以降、補修のストックはかなりあると思うのですよ。そういう補修工事のストックというのが、道路維持課には相当あるはずですよ。市政懇談会等でもいろいろと要望されたり、町会からもいっぱい上がってきているので、それらについて、その起債を充当す

ればどういうメリットが、先ほど課長のほうでメリットがあるということですが、交付税算入が幾らぐらいされるのかとか、その辺のもうちょっと具体的な中身を教えてください。

それと、今回、3000万円の補正で石川乳井線をやるということですが、今後の事業計画、当該路線の計画はどういうスケジュールで、今年度中に終わる予定なのか、併せてお伺いします。

◎道路維持課長（竹村 隆史） この緊自債なのですけれども、今新しくというよりも、数年前からこちらの緊自債の事業債というのはあるのですけれども、除雪機械の購入にも充てたりとか、もちろんこういった道路の補修等にも充当している事業債になるのですけれども、こちらの充当率は100%になっておりまして、元利償還に対する交付税措置率が70%となっております。市の実質負担としてはおおむね30%と大変有利な起債となっておりますので、先ほども申し上げましたけれども、今のところ延長がまだ聞こえていないので、令和7年度までの措置となっておりますので、それをまず使って、今、石川乳井線を先行してやると考えてございました。

今後のスケジュールなのですけれども、今回の本定例会で可決された後に、工事の発注に入っていくのですけれども、11月ぐらいにはまず契約して、工期的にはおおむね3か月程度と考えてございますが、工期としてはおおむね3月末までで年度内に終わらせるということで考えてございます。

◎13番（蛭名 正樹委員） 令和7年度で緊自債に該当する、対象になる起債が終了するような話でしたけれども、そういう有利な財源が活用できるということであれば、次年度以降もそういう起債が充当できるように、舗装補修とか、いろいろな条件さえそろえば使えるわけなので、次年度以降も国に働きかけるか、県なりそういうところ

を通してでも、有利な財源として、ぜひ継続して使えるように要望していくべきだと思いますので、その辺りもよろしくお伺いいたします。

◎27番（清野 一榮委員） 2款1項4目、14ページです。

合併20周年記念セレモニーの予算が盛られていますけれども、なぜ、今のタイミングなのか。それと、その内容をお知らせ願いたいと思います。

◎企画課長（青山 洋蔵） まず、合併20周年記念セレモニーの内容ですが、こちらは平成18年2月27日に当時の弘前市、岩木町、相馬村の3市町村が合併し、来年の令和8年に合併20周年を迎えるに当たって、この節目を市民の皆様と祝うとともに、改めて当市の将来を展望する機会として記念セレモニーを開催するものでございます。

予算化のタイミング、なぜこの補正のタイミングなのかということですが、この事業につきましては、当初の想定では、令和8年中に実施いたします市の各種イベントに合併20周年記念の冠を付すですとか、広報ひろさきで20年の歩みを振り返る特集を組むなどして、事業として特別な予算を持たずに、記念すべき年を祝う方向で考えてございました。

そうした中で、本年3月の予算決算常任委員会におきまして、委員より多くの市民が将来の弘前市を考える機会をつくる必要があると考える。また、合併20周年を迎えるに当たり、市民一人一人が当市のこれまでの歩みを振り返り、改めて将来を展望できるような機会として、記念式典を実施すべきではないかとの御意見を頂いておりまして、このことも踏まえまして、対応を検討した結果、このたびの補正に至ったものでございます。

◎27番（清野 一榮委員） かけ離れてやるということは分かりました。当初で盛られなかった理由も分かりましたけれども、内容的にどういうものを考えているのか、お知らせ願います。

◎企画課長（青山 洋蔵） 式典の内容でございますが、詳細の内容は現在も検討を続けているところでございますが、セレモニーにつきましては、弘前市らしいテーマを設けて、参加した方々に来てよかったと思っただけのような内容にしたいと考えております。具体的には、通常の式典のほかに、合併後の20年の歩みを振り返る動画や、来てくださった皆さんで楽しめるステージイベントなどの企画も盛り込みながら、地域の愛着ですとか誇りを育む機会にしたいと考えております。

◎27番（清野 一榮委員） 弘前市が主導でやるのですけれども、岩木、相馬にはどういう広報の仕方をして、この式典に臨むのか、お知らせ願います。

◎企画課長（青山 洋蔵） この広報の仕方につきましては、今後、予算が通り次第、速やかに事業企画を詰めた後で広報したいと思っております。

広報の仕方は、一般的に市のホームページや広報ひろさきなど、市全域の方が知ることができるような周知方法のほか、ポスター掲示によるイベント告知なども考えておりましたので、そういったところは、市内全域の公共施設に掲示するなどしてお知らせしたいと考えております。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第115号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第7号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 議案第115号令和7年度弘前市一般会計補正予算(第7号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に1億1493万8000円を追加し、補正後の額を898億1666万1000円とするほか、繰越明許費の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、斎場自家用発電設備臨時対応事業に係る追加1件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費9目斎場費の2680万円は、自家用発電設備臨時対応業務委託料を計上するものであります。

5款労働費1項労働諸費1目労政費の8813万8000円は、賃上げ応援奨励金交付事業に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金及び20款繰入金のうち、地域経済活性化基金繰入金を計上するほか、20款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加2680万円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎15番（石山 敬委員） 私は、5款1項1目、賃上げ応援奨励金について質疑します。

先日頂きました議会運営委員会の資料を見て質疑したいと思います。

まず、対象期間が今年の7月から来年の2月1日までと書いてあります。この期間内には、このたび11月21日に行われる最低賃金の引上げも含まれております。この法令の義務で必ずやらなければならない最低賃金引上げに伴う賃上げも対象になるのか、まず1点、お伺いします。

次に、議会運営委員会の資料を見ますと、市内中小企業等と書いてありますが、これは法人以外の個人事業主の方も対象になるのかお伺いします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 賃上げ応援奨励金交付事業についてお答えいたします。

まず1点目、最低賃金の引上げ分も対象になるのかという質疑でございますけれども、今回の賃上げの対象となる給与は基本給などとしておりまして、今回は、最低賃金の引上げについては算定の対象外といたします。最低賃金額から2.5%以上引き上げた場合を対象といたします。

次に、中小企業者等ということでございますけれども、これは個人事業主も含まれます。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

新聞に載ってから結構問合せがあつて、自動的に最低賃金が引き上がるので、ほとんどの人が対象になるのではないかとこの問合せがあつたので質疑しました。

今回、最低賃金引上げにかかわらずとも、各企業努力で賃上げしていると思います。今回、予算が8800万円、これを1人当たり5万円補助しますよということで、単純に割りますと、約1,760人ぐらいだと。この人数について、多くの企業の方

とか、社会保険労務士の方々に聞きますと、この人数で予算をつくってもちょっと足りないのではないかという声を多々聞きます。

そこでお伺いしますが、申込みが想定を上回った場合の対応についてお伺いします。

また、国でも賃金引上げ関連の助成金がありますが、この併用は可能なのかお伺いします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 申請が予算額を上回った場合の対応ということでございますけれども、今回の本奨励金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を主な財源としております。このことから、今回はこの予算の範囲内で奨励金を交付させていただきたいと考えております。

その後の対応といたしましては、奨励金の申請状況でありますとか、あとは国の交付金の状況、地元企業の業況、あとは雇用情勢などを踏まえながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

あと、国でも助成金の制度を実施しておりますけれども、この制度との併用は可能でございます。

◎15番（石山 敬委員） 最後に、申請する方々への今後のスケジュールについてお伺いします。

◎商工労政課長（佐々木 幸生） 今後のスケジュールにつきましては、現在、制度の詳細を詰めてまいりますけれども、現時点で想定しているスケジュールを申し上げますと、10月中に申請窓口や審査の体制を整えまして、11月上旬には申請の受付を開始してまいりたいと考えております。

10月下旬には市のホームページでありますとか、市政だより、市公式のSNSやLINEで事前周知を行うとともに、弘前商工会議所などの関係団体に周知のお願いを予定しているほか、広報ひろさき11月号への掲載も予定しております。

◎17番(千葉 浩規委員) 事業概要については、今、答弁がありましたので、私としては、市内の賃上げの状況をどのように認識して、今回の事業を実施することに至ったのかということが一つ。

もう一つは、4月1日に遡って申請も可能ということですので、この4月1日以降、これまでに賃上げを実施した企業はどれだけあるのか、まず答弁をお願いします。

◎商工労政課長(佐々木 幸生) まず、想定される交付を受ける企業数や従業員数でございますけれども、交付企業数については、企業の従業員数によって変動するものでございますけれども、予算積算に当たっては、おおむね85事業者、延べ1,200人分を上限として見込んでおります。

実際に、4月1日以降に賃上げを実施した市内企業の数でございますけれども、この数は具体的に把握はできておりませんが、青森県が開催した価格転嫁促進連絡会議において報告された県内企業の調査状況結果によりますと、賃上げを実施済みと回答した企業が、3月の時点で約50%ございました。次に、9月には約55%に増加しており、さらに、今後実施する予定があると回答した企業は約36%になっております。このことから市内におきましても、賃上げの流れは同様に進んでいくものと考えております。この奨励金により、その動きをさらに後押ししてまいりたいと考えております。

中小企業等におきましては、本奨励金を活用して賃上げに踏み切るきっかけとしていただきたいと思いますと考えております。

◎17番(千葉 浩規委員) 岩手県でもほぼ同様の制度を今行っているところなのですが、もし岩手県の実施状況を分かっていたら、その実績等をお知らせください。

◎商工労政課長(佐々木 幸生) 岩手県でも同

様の事業ということは確認しております。専用のホームページに掲載されている情報によりますと、上限が3万人に対し、2万5000人を超える申請があることを確認しております。

◎17番(千葉 浩規委員) 岩手県の実施状況を見ても、賃上げに踏み切る業者の皆さんを大変応援することになると思いますので、大いに頑張ってくださいと思います。

◎26番(工藤 光志委員) 4款1項9目斎場費であります。

斎場費に自家用発電設備臨時対応業務委託料というのが2600万円ほどついているのですが、今、斎場の改修事業の計画もあって予算化もされています。その中で、自家用発電設備臨時対応の委託料というのは、まずは、本来斎場に自家用発電が整備されていると思うのですが、その具合がいつから悪くなって、臨時対応をしなければならないのか。その期間は、臨時的ですので、いつまでこれをやって、2600万円の経費がかかるのかを説明していただきたいと思います。

◎環境課長(葛西 正樹) こちらの不具合はいつからかということですが、斎場などの電気設備は2か月に1回点検してきておりまして、令和4年2月の報告の段階から、こちらは不具合だという状況になっております。

今般、こちらの対応をすることとなりましたけれども、対応する期間といたしましては、今回議決いただけましたら、来月10月から来年の8月までの最短11か月間、リースで対応することを考えてございます。その8月までというのは、今進めている斎場の改修工事で、新たな自家用発電設備が設置されて、そちらが使えるようになる見通しがある期間だということで、そこまでの期間でということ考えているものでございます。

◎26番(工藤 光志委員) その自家用発電設備の機械は、何ボルト、何ワットの設備が何基で

すか。

◎環境課長（葛西 正樹） 現在、斎場に設置されている自家用発電機の能力の単位でいきますと、キロボルトアンペアとなるのですけれども、現在のものが100キロボルトアンペアでございます、こちらは1台なのですけれども、最大6基ある火葬炉のうち4基分まで電力供給できるというものとなっております。実際の運用上も最大同時に回すのは4基までしか稼働しないというものになってございます。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第95号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第95号令和7年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に848万1000円を追加し、補正後の額を185億3455万2000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款2項1目賦課徴収費の848万1000円は、子ども・子育て支援金制度が創設されることに係る国民健康保険システム改修業務委託料を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

3款国庫支出金の848万1000円は、歳出予算に対応する歳入予算として国庫支出金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第96号

令和7年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長(佐伯 尚幸) 議案第96号令和7年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に9031万3000円を追加し、補正後の額を26億942万1000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款2項1目賦課徴収費の985万6000円の追加は、子ども・子育て支援金制度が創設されることに係る後期高齢者医療システム改修業務委託料を計上するものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の8045万7000円の追加は、市が令和7年4月から5月までに収納した令和6年度分の保険料を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するために計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

5款繰越金の8045万7000円は、令和6年度決算による繰越金を計上するものであります。

6款国庫支出金の985万6000円は、歳出予算に対応する歳入予算として国庫支出金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長(外崎 勝康委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(外崎 勝康委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(外崎 勝康委員) 次に、議案第97号令和7年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長(秋田 美織) 議案第97号令和7年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に11億8749万1000円を追加し、補正後の額を209億3831万5000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページを御覧願います。

4款1項基金積立金の7億7971万9000円の追加は、令和6年度決算による剰余金を、弘前市介護保険財政調整基金条例に基づいて積立てしようとするものであります。

6款1項償還金及び還付加算金の4億777万2000円の追加は、令和6年度介護給付費等の確定に伴い、国庫負担金等の超過交付に係る返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

7款繰入金の4億777万2000円の追加は、令和

6年度介護給付費等の確定に伴う国等への返還金の財源を財政調整基金から繰入れしようとするものであります。

9款繰越金の7億7971万9000円の追加は、令和6年度決算による剰余金を新たに計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、議案第98号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（京野 直文） 議案第98号令和7年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び支出の収支差引不足額に係る補填財源を改めようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出のうち、収入ではその他雑収益9649万5000円を追加し、合計を58億6324万5000円に改め、支出では過年度損益修正損など4490万1000円を追加し、合計を53億4402万7000円に改めようとするものであります。

下2ページをお開き願います。

第3条は資本的収入及び支出の収支差引不足額について調整しようとするものであります。

そのほか、下3ページから下13ページにかけては実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時46分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 休憩前に引き続き

き、会議を開きます。

◎副委員長（坂本 崇委員） これより、令和6年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の審査に入ります。ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

決算審査に当たり、13名の委員から議会運営申合せに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

次に、無通告の質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

ただし、質疑通告者がいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく一括して、挙手の順で行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、決算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、モニターには会派の残り時間を表示しますので御参照ください。

以上でありますので、御協力方よろしく願いいたします。

それでは、議案第99号令和6年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち、1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会事務局長（西谷 慎吾） 1款議会費の決算について御説明申し上げます。

決算書43ページから44ページにかけての1項議会費は、議会運営に係る経費でありまして、予算

現額4億4028万7000円に対しまして、支出済額が4億2288万4536円で、1740万2464円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

8節旅費577万8959円は、行政視察に係る旅費などが見込みを下回ったことによるものであります。

18節負担金、補助及び交付金648万8384円は、政務活動費交付金の返還などによるものであります。

以上であります。

◎副委員長（坂本 崇委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（今井 郁夫） 2款総務費の決算について御説明いたします。

決算書の44ページから64ページの1項総務管理費は、企画部、総務部、財務部、市民生活部等に係る経費であり、予算現額82億8687万8880円に対しまして、支出済額は77億366万7715円、翌年度繰越額は4億6746万6550円で、1億1574万4615円の不用額となっております。

翌年度繰越額のうち継続費通次繰越は、旧市立病院改修事業に係るもので、繰越明許費は、公共施設照明LED化調査業務委託料に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

52ページの3目財産管理費18節負担金、補助及び交付金の1087万5733円は、弘前駅前地区再開発

ビル維持管理負担金の確定などによるものであります。

53ページの4目企画費12節委託料の3316万3882円は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料の確定などによるものであります。

64ページから67ページの2項徴税費は、市税の賦課及び徴収事務に要した経費であり、予算現額33億9031万4000円に対しまして、支出済額は21億4876万1324円、翌年度繰越額は12億1156万1500円で2999万1176円の不用額となっております。

翌年度繰越額のうち、継続費通次繰越は固定資産土地評価事業に係るもので、繰越明許費は物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金給付事業に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

66ページの2目徴収費18節負担金、補助及び交付金の639万9867円は、納税貯蓄組合事務費補助金の確定などによるものであります。

67ページから68ページの3項戸籍住民基本台帳費は、予算現額5億2066万9500円に対しまして、支出済額は4億7801万7127円、翌年度繰越額は1854万7000円で、2410万5373円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、戸籍振り仮名対応経費及び住基ネット機器設定構築業務委託料に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

67ページの1目戸籍住民基本台帳費12節委託料の1312万20円は、マイナンバーカード交付関連事務等業務委託料の確定などによるものであります。

68ページから70ページの4項選挙費は、予算現額1億6980万2790円に対しまして、支出済額は1億5623万9533円で、1356万3257円の不用額となっております。

70ページから71ページの5項統計調査費は、予算現額2936万5000円に対しまして、支出済額は

2687万7513円で、248万7487円の不用額となっております。

71ページから72ページの6項監査委員費は、予算現額6739万1000円に対しまして、支出済額は6647万1079円で、91万9921円の不用額となっております。

以上です。

◎副委員長（坂本 崇委員） 本款につきましては、10名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎17番（千葉 浩規委員） よろしく申し上げます。

2款3項1目、決算書67ページの報酬、マイナンバーカード交付事業についてです。

決算説明書70ページにマイナンバーカードの普及促進に向けた出張申請を実施とありますが、令和6年度の実績について答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） マイナンバーカードの出張申請は、仕事や外出困難等の事情により、市役所まで来られない方を対象に、職員が市内の学校、企業、町会、福祉施設など、おおむね10名以上の団体が希望する会場まで出向き、出張手続のサポートを行います。後日、カードを本人限定受取郵便で住民票上の住所宛てに送付するため、自宅でカードを受け取れるものです。

令和6年度の実績につきましては、市内の高齢者施設及び障がい者施設からの依頼により、計15回出張訪問し、223名の方にカードを交付しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 出張申請の際に、具体的にはどのような作業になるのか、答弁願います。

◎市民課長（長利 博子） 具体的な作業内容ということですが、申込みのあった団体に申請書類の書き方や、当日会場に持参していただく本人確

認書類などについて、事前に説明した上で伺っております。

当日は会場設営を行い、本人確認の上、申請書類の記入補助や顔写真撮影などのサポートを行い、申請を受け付けております。

◎17番（千葉 浩規委員） 顔写真撮影も作業としてあるということなのですが、出張申請の際に、体も起こせない全面介助の方もおられると思うわけですが。そういった身体が不自由な方への写真撮影は一体どのようにしているのか、答弁をお願いします。

◎市民課長（長利 博子） 福祉施設での体が不自由な方への対応といたしましては、施設内の受付会場まで移動するのが困難な方に対しては、施設の職員にも御協力いただき、市職員がお部屋に伺って写真撮影を行っております。

背景に影などが写り込まないように、撮影角度を調整するなど、無理のない体勢のまま正面からお顔を撮影するなど、可能な限り、その方の事情に合わせた対応を行っております。

◎4番（三浦 行委員） 2款1項4目、決算書54ページ、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料について質疑します。

令和6年度のふるさと納税の寄附件数と寄附金額、また、令和5年度との増減についてお教えください。

◎広聴広報課長（宮本 洋） 令和6年度の当市へのふるさと納税の寄附件数につきましては、8万7031件で、前年度から6,978件の減少となっておりますが、寄附金額は14億3380万5683円で、前年度から9677万6032円の増加となっております。

寄附金額が増加して、寄附件数が減少した要因といたしましては、ふるさと納税制度では、募集に要した経費は寄附金額の5割以下に収めないといけないというルールがありまして、国の制度改正によりまして、令和5年10月から経費としなけ

ればならない項目の範囲が拡大されたことから、寄附金の設定金額を算定し直いたしました。その結果、同じ返礼品でも寄附金額が上がったこと、また、寄附者の皆様が金額の低い返礼品を数多く選ぶのか、あるいは金額の高い返礼品を少なく選ぶのかといった選択の仕方などの外部要因もあるものと思われまます。なお、この傾向は全国においても同様となっております。

◎4番（三浦 行委員） 返礼品の主力であるりんごの価格や送料、資材等が高騰しているという現状があると思いますが、実際に市に入る寄附金額が増えているかどうかお伺いします。

◎広聴広報課長（宮本 洋） 近年の物価高騰によりまして、りんごをはじめとした返礼品やそのほかの事務経費においても価格が上昇しているものがありますが、ふるさと納税制度においては、その募集に要した経費は寄附金額の5割以下に、そして、残りの約5割が自治体に入る仕組みとなっております。このことから、先ほど御説明しましたとおり、令和6年度の寄附金は、前年度から約9670万円増加しておりますので、実際に市に入る寄附金も増加しております。

◎4番（三浦 行委員） りんご関連のものが主力だと考えます。それ以外に人気の返礼品をお伺いします。

◎広聴広報課長（宮本 洋） りんご関連以外では、津軽塗やブナコなどの工芸品、あと嶽きみ、市内のレストランや宿泊施設で利用できるチケット、あとジュエリーなども人気の返礼品となっております。

◎4番（三浦 行委員） 寄附金のうち、観光分野において使われた事業をお教えください。

◎広聴広報課長（宮本 洋） 当市では、寄附者の皆様が寄附の使い道を選択することができるコースにつきまして、健康都市弘前応援コースや日本一の「りんご」応援コースなど、全部で八つ

のコースを設けております。

この中で観光分野に特化したものとしては、弘前4大まつり応援コースがございまして、このコースへの寄附金につきましては、弘前さくらまつりをはじめとした四大まつりの開催事業に活用させていただいております。

◎4番（三浦 行委員） 当市は観光都市であり、インバウンドを含め多くの観光客が訪れるまちです。弘前市を好きになって、また訪れてみたいと考えていただけるように、受入態勢を整備する、そのために、少しでも多くの皆さんに寄附をしていただいで有効に活用できますよう、今後もしっかり取り組むことを要望します。

次に、2款1項4目、決算書53ページ、弘前圏域移住コーディネート業務委託料について、委託業務の概要をお伺いします。

◎企画課長（青山 洋蔵） 委託業務の概要についてでございます。

全国的に人口減少が進む中で、弘前圏域の各市町村においても人口減少が課題となっているほか、当市の移住相談者の中には、近隣市町村も移住先として検討している方もいることから、圏域全体で連携して移住施策に取り組む必要が高まっております。

こうした中で、弘前圏域全体としての情報共有の仕組みや、移住者受入態勢を構築しながら移住・定住の促進に取り組むため、各市町村に対して効果的な施策提言を行う移住交流専門員を設置し、移住に係るコーディネート業務を実施しているものでございます。

移住交流専門員の主な業務といたしましては、弘前圏域市町村における移住関係業務のサポート、移住相談、連絡調整業務、弘前圏域全体及び各市町村への移住施策の提案、移住関連事業の企画・運営となります。

移住関連事業の企画・運営でございますが、全

国規模の移住イベントへの弘前圏域ブースの出展、圏域内の高校生、大学生を対象にした移住関連事業のPRや人口減少問題をテーマとした講義を行ったほか、圏域の移住促進体制を構築するための担当職員向け勉強会の開催、地域おこし協力隊関係者を参集しての情報交換会など、多岐にわたる業務を実施しております。

◎4番（三浦 行委員） 相談件数や実際に移住される方が増えているかどうか、弘前圏域移住交流専門員を設置した成果をお伺いします。

◎企画課長（青山 洋蔵） 近年では関西圏在住の方から、当市への移住相談が一定数あることから、移住交流専門員の企画により、令和6年度に大阪での移住イベントへ初出展し、相談件数が20件と想定以上の結果を得ることができ、関東と比較し、当市及び圏域市町村の認知度が低い関西において、多くの移住検討者へアピールができたものでございます。

また、地域おこし協力隊情報交換会を通じて、様々な事例を学び、情報共有を行ったことなどにより、新たに地域おこし協力隊を導入する市町村があったほか、既に導入している市町村においても、新たな分野での導入の検討を始めるなどの効果が出てございます。

そのほか、各自自治体の実情に応じたきめ細やかなサポートや移住施策の提案を通じて、地域おこし協力隊の着任直後研修の実施や、人口減少対策に特化したインターンシップの実施、首都圏大学を対象にした移住交流事業PRなど、市町村単独では実施が難しかった取組を行う市町村も見られております。

こうした取組の成果として、圏域の移住相談件数につきましては、事業を開始しました令和元年度には233件でしたが、令和6年度は391件と増加しているほか、移住者数は令和元年度の40件64名から、令和6年度は72件140名と増加しており、

圏域での移住・定住推進の成果が出始めていると考えております。

◎4番（三浦 行委員） 当市の中心街活性化を考える会などが様々開かれ、私も勉強させていただいています。

当市出身の方のUターンや、先ほどの御答弁にありました関西からが増えているということですが、県外から移住の方は、やはり豊富なアイデアや情熱があって当市により効果が出始めていると考えます。

本事業の今後の展望をお伺いします。

◎企画課長（青山 洋蔵） 今後の展望でございます。

生活圏を共にしております弘前圏域の市町村が、それぞれの強み、よさを生かして情報共有しながら、全体で移住促進に取り組むことによって、移住検討者の多様なニーズに対応が可能になるものと認識しております。

特に移住イベントにおいては、弘前圏域内の市町村を比較しながら移住を検討する方もいらっしゃることから、圏域全体の支援制度に関する情報をまとめた資料を作成するなど、よりきめ細やかな相談対応を行ってまいります。

今後、各自治体の移住相談者及び移住者の増加につながるよう、移住交流専門員のサポートを得ながら、圏域のスケールメリットを生かした事業を継続し、取組を強化していきたいと考えております。

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、弘前さくら未来。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、2款1項9目、町会活性化支援事業についてお尋ねいたします。決算書は62ページ、説明書は66ページあります。

まず、町会活性化支援補助金についてなのですが、令和6年度の交付件数が40件ということだっ

たのですけれども、まず、具体的な取組内容と成果をお聞かせください。

◎市民協働課主幹（秋村 真美） 町会活性化支援補助金は、町会等が自主的に行う課題解決や活性化に向けた町会の自主的な取組を支援するもので、対象となる事業は、町会役員の成り手不足解消、町会加入者や行事への参加者の増加対策などとしております。

令和6年度において支援した町会の取組事例を幾つか申し上げますと、下湯口町会において、今までも実施してきた町内の側溝清掃の後に、新たに町会運営に関する意見交換会を開催し、町会役員の成り手不足について、参加した若い世代との意見交換を実施した結果、町会役員の後継者の見通しがついたとの報告を受けております。

また、松原町会、上松原町会、安原町会は連合で町会ねぶたを運行しております。その際、松原小学校と連携し、製作した角灯籠を児童に持ち帰ってもらう取組を行ったところ、児童のほかに家族もねぶた運行に加わったことで、町会行事への参加を促すことができ、松原小学校区内の地域交流につながったとの報告を受けております。

ほかにも、本補助金を活用した町会での取組は、それぞれの課題解決や活性化に一定の効果があつたことを確認しております。

◎10番（成田 大介委員） この中で町会集会所設置事業等補助金についてなのですが、たしか工事が50万円以上のものに対してということだったと思うのですが、まず、概要と申請までの流れといいますか、その辺の状況についてお聞かせください。

◎市民協働課主幹（秋村 真美） 本補助金は、町会が設置・管理する集会所の新築、改築、修繕、模様替え等を行う50万円以上の工事を対象とし、工事費の2分の1以内の額を補助するものであります。

また、申請までの流れにつきましては、集会所の修繕の相談があった場合に、まず当課において本補助制度の説明を行っております。その後、修繕の意思を確定された町会につきましては、市内に本店がある事業者2者以上の修繕工事見積書を8月末までに市へ提出していただき、その見積書を基に次年度へ予算要求しております。

◎10番(成田 大介委員) 昨年度、町会集会所設置事業等補助金を交付した下大川町会、あるいは向外瀬町会で採択されていると思うのですが、この具体的な工事内容をお聞かせください。

◎市民協働課主幹(秋村 真美) 各町会の工事内容につきましては、下大川町会は下大川集会所の床板の交換工事、向外瀬町会は向外瀬集会所の外壁、軒天井、屋根の塗装工事などとなっております。

◎10番(成田 大介委員) 私、一般質問等でもお聞きしたりしながらやらせていただいていたのですが、やはり様々な地域の集会場も老朽化ということは、課題としていろいろと出てきているかと思うのですが、何とか申請があった際には、しっかりと申請どおりに採択していただきたいなというところと、あとは、町会も役員の方が高齢化してきているというところで、その町会によっては、町会長がなかなか家から出られないという状況の中で、何とか周りの代わりの方がいろいろ申請等々で走っているという話も聞こえてきております。その辺に関しても、市としてしっかりとフォローしていただきながら、そして、使えるものがあるのであれば、町会にしっかりと使っていただくというところを周知していただけるようお願い申し上げまして、終わります。

◎7番(竹内 博之委員) 2款1項1目の決算書47ページ、説明書38ページの行政DX推進事業について、特にAIチャットロボットについてお伺

いしていきたいと思います。

一般質問でも、私、AIチャットロボットに聞いた内容というのは正確ではないというお話をこれまでしてきたのですが、そもそもホームページになぜAIチャットロボットを機能として追加しているのか、その目的の部分についてまずお聞きします。

◎情報システム課長補佐(木村 幸生) AIチャットロボット導入の目的につきましては、まず、市役所の閉庁時や夜間は電話などによる問合せに対応できないことから、時間を問わず市民が必要な情報を入手できるようにするために導入いたしました。

また、市ホームページは掲載情報が多岐にわたるため、市民が必要な情報にたどり着きにくいという課題があったことから、AIチャットロボットに質問を入力するだけで関連するページや回答を提示できるようになり、利便性の向上につながると考え、導入したものでございます。

あわせて、よくある質問にチャットロボットが自動で対応することで、職員による問合せ対応業務の負担を軽減し、業務の効率化を図ることを目的としております。

このほか、外国人の利用者にも利用しやすいように、多言語での応答に対応できるということも導入効果の一つだと考えております。

◎7番(竹内 博之委員) これはどこに委託しているのかということ、いつから導入して、これまで幾らぐらいの金額がかかっているのか、そこもお願いします。

◎情報システム課長補佐(木村 幸生) 委託先は、株式会社ビジネスサービス弘前支店でございます。

導入は、令和5年10月30日になっておりまして、これまでの費用は、令和5年度が151万8000円、令和6年度が264万円、令和7年度につきま

しても、6年度と同額の264万円となっております。

◎7番（竹内 博之委員） 今の金額の部分で、若干変動があるではないですか。この金額の変動はなぜなのでしょう。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） 金額の変動につきましては、令和5年度の途中、10月末くらいに始まったということで、このときは初期費用と初年度の約半年分のランニングコストで、若干額が少なくなっておりますけれども、令和6年度、令和7年度は同額ということで、これは基本的にはこの金額がずっとかかっているということになると考えております。

◎7番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

私は今回質疑するに当たって、AIチャットボットの質問に対する不正確な回答というのがずっと気になっていて、全部が全部ではないのでしようけれども、せっかく質問しているのに不正確な内容だったら意味がないと思っているので、その私の懸念に対してどういう見解を持っているのかお聞きしてもいいですか。委託しているものなので、委託先との調整にもなるのでしようけれども、その正確な情報を出すということが重要だと思っておりますので、その点についてお伺いします。

◎情報システム課長補佐（木村 幸生） AIチャットボットの回答がおかしい場合がある理由につきましては、利用者からの質問が非常に抽象的で幅広い内容であることがまず挙げられます。例えば、観光情報を教えてくださいというような質問では、AIが分析する言葉の数が多くなってしまい、処理が複雑化し、適切な判断や回答が困難になる場合があります。

この現象の対策につきまして、現在、事業者においても改善方法を検討中であると回答を受けて

おりまして、市といたしましても、早急に対策に取り組むとともに、今後も回答精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） せっかくお金をかけて委託しているものなので、それこそ今答弁でもあったように、市の職員の皆さんが対応しなくてもいいような部分も効果としてはあると思いますので、日々目まぐるしいスピードでAIの進化が進んでいる中で、市のチャットボットを触ったときに、設置されている意味ということ、すごくお金をかけてまでという思いがあるので、その部分は、今、事業者と検討しているということですので、その事業効果が正確な情報に基づいて上がっていくことを期待しておりますので、その点は担当課でも事業者とよく詰めていただきたいと思っております。

もう一つ、市民参加型まちづくり1%システム支援事業の質疑通告をしていたのですが、全体的な会派の中での時間の取決めもあるので、これを取り下げさせていただければと思います。すみません。

◎副委員長（坂本 崇委員） 理事者より発言を求められておりますので、これを許可します。

◎企画課長（青山 洋蔵） 先ほどの三浦委員の質疑に対する答弁の中で、令和6年度の移住者数について140名と答弁いたしましたが、145名の誤りでございました。訂正しておわびいたします。

◎副委員長（坂本 崇委員） 次に、創和・公明。

◎15番（石山 敬委員） 私は、2款1項4目、説明書59ページ、地域に踏み出すひとづくり推進事業についてお伺いします。

事業は二つあるのですが、ぷらっとについてです。延べ115名が参加した11回のぷらっとについて、参加者や登録者の年齢とか職業などの属性について、どのような傾向があるのかお伺いしま

す。

◎企画課長補佐（土岐 博志） ただいまの参加者の属性でお答えいたします。

まず、交流会ですが、参加者延べ115名のうち、アンケートに回答いただきました実人数53名の内訳となります。

まず、年代についてですが、50代が最も多く約28%、次いで10代が約19%、20代が約13%、30代、40代がそれぞれ約11%となっております。傾向という点、特に令和6年度は、5年度と比較しまして10代の参加者が多く、約17ポイント増加となっております。

次に職業についてになりますが、公務員、会社員が最も多くて約53%、次いで学生が25%、自営業の方が約17%となっております。

このように幅広い年代や職業の方に参加いただきまして、様々なテーマによるまちづくり活動の事例を学びながら、属性を超えた交流を生み出すことができたものと認識しております。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。若い人の参加者が多くなっているということは非常にいいことだなと思いました。

交流会やSNS、コミュニティーを通じてまちづくり活動の当事者として実際に活動を始めた参加者、例えばボランティアや講師としてなどはどの程度いるのか。また、その取組の継続状況、新たな企画開催ですとか、地域貢献の継続など、どう評価されているのかお伺いします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） お答えします。

まず、交流会、ぷらっと参加者のうち、地域イベントのサポート、それからボランティアなど、まちづくり活動に参加した方は、令和6年度で延べ17名となっております。そのうち、この事業をきっかけにしまして、初めてまちづくりに参加されたという方は6名となっております。

こうした方々の中には、交流会の講師が主催す

るイベントのお手伝いをきっかけに、講師の団体にメンバーとして参画しまして、継続的にイベントの企画・運営を行うようになった例もございまして、徐々にではありますが、まちづくり活動の担い手育成につながっているものと認識しております。

◎15番（石山 敬委員） 令和6年度のぷらっと及びぷらっと+の成果を踏まえて、今後、どのような企画、改良や拡大の計画があるのか。例えば参加者や登録者数の目標、対象層の拡大、若手とか子育て、移住者など、あと地域課題へのテーマ設定などがあればお聞かせください。

◎企画課長補佐（土岐 博志） まず、目標という点でお答えします。

交流会ぷらっとですが、こちら毎回10名程度の参加がございまして、限られた時間内での参加者の発言の機会等を考慮いたしますと、交流会を円滑に実施するためには現在の規模感が適切ではないかと考えております。

交流会の参加者などによるオンラインコミュニティー、こちらぷらっと+になりますが、こちらの登録者数が令和5年度20名、令和6年度が34名となっていることから、今後も年間10名程度は増やしていきたいと考えておまして、交流会の参加者にぷらっと+への登録を引き続き呼びかけるとともに、登録者のニーズを捉えた情報提供を行うということで、コミュニティーの活性化を図ってまいりたいと考えております。

今後になりますけれども、これまでも交流会には幅広い年代や職業の方々に参加いただいておりますが、今後は子育て世帯や移住者など、様々な層をターゲットにしたテーマも設定していきたいと考えております。

また、テーマによっては、その後のまちづくり活動への参加につながりにくい内容のものも一部あったことから、現在はテーマの設定に当たり、

分かりやすさや楽しさを重視して、参加者が積極的に関わられるよう取り組んでいるところです。

今後も様々なテーマによるまちづくり活動の事例について学びながら、世代や職業を超えた交流を生み出すことで、気軽にまちづくり活動に参加できる環境を創出し、まちづくり活動の当事者育成に取り組んでまいります。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

今後、若い世代や移住者など幅広い層に参加を促すとともに、できれば単発で終わらずに継続性を持って、そういった継続性のある活動につながる仕組みづくりを強化して、地域の担い手育成へ発展させていくことを期待しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 2款1項9目18節の一般コミュニティ助成事業費補助金について伺います。

令和6年度は、説明書を見ますと、山田町会と紙漉沢町会の2町会が採択になっております。この一般コミュニティ助成事業費補助金を2町会に交付していますが、実際、弘前市に何町会から応募があったのか、お知らせ願います。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいま御質疑の一般コミュニティ助成事業費補助金、令和6年度の実績は山田町会、紙漉沢町会で、実施に当たって何町会から実際に申請、応募があったのかということですが、令和6年度に2町会が本事業を活用するに当たって、申請は、令和5年度に県を通じて、一般財団法人自治総合センターへ行っております。この際、申請に当たりまして、全部で5町会から応募がありまして、県に申請しております。ただし、申請後に途中で1町会が取り下げしているものであります。

◎21番（蒔苗 博英委員） 一般財団法人自治総合センターへ申請するというものでありますけれども、申請するまでの流れについてお知らせ願います。

◎市民協働課長（土岐 康之） 申請までの流れはどうなっているかというところでございます。

申請につきましては、毎年度、各市町村に申請できる団体数が提示されておまして、令和6年度事業に係る当市の申請可能団体数が8団体でありましたのに対して、応募町会が5町会だったので、全ての応募団体を申請しております。

また、申請の際には優先順位をつけることになっておまして、例年、抽せんによって決定しているところですが、令和6年度の事業の申請の際には、前年度不採択となった2町会を上位に優先しまして、残りの3町会は応募のタイミングなどを考慮しまして決定することができ、抽せんを行わずに申請しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 採択・不採択というのがあるわけですが、この採択・不採択はどのように決めているのか分かりますか。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいまの採択・不採択をどのように決めているかということですが、採択の審査につきましては、コミュニティ助成事業を実施する一般財団法人自治総合センターで行っております。審査基準等は一切公開しておりませんで、県においても把握していないことを確認しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 6年度は5町会から応募があったということで、実際、採択されたのは2町会ということでありましたけれども、漏れて不採択になった町会については、次年度にもう一度申請してもいいのか、その辺のところをお願いします。

◎市民協働課長（土岐 康之） 不採択となった町会が次の年度も申請できるのかどうかということですが、そちらの制限等は特にございませんで、また申請していただくことはできます。

◎21番（蒔苗 博英委員） 自治総合センター

から当市に申請可能団体の数を指定してくるわけでありませけれども、実際、ずっと見ているわけですが、何団体かずつ採択されているわけですが、これは8年度もやると思うのですけれども、8年度に向けた事業で、今年度もまた応募が多分あったと思うのですが、その応募町会はどのような状況になっているか教えてください。

◎市民協働課長（土岐 康之） 令和8年度もこちらの助成事業を実施するというので、自治総合センターから県を通じて来ておまして、流れに沿って手続を進めているところであります。

来年度に向けて、今、応募町会等を募って手続を進めているところですが、今年度は市へ応募した町会の数が13団体ございました。こちらの13団体の申請事業の内容につきましては、テントなどのコミュニティー活動の備品整備が4団体、あとエアコンの設置を含むものが9団体でありました。県から通知された市の申請可能団体数は、今回4団体でありまして、申請可能件数を超過していることから、抽せんにより、申請団体と優先順位を決定しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 市として、この優先順位、これまでどのような形でしてきたのかお伺いします。

◎市民協働課長（土岐 康之） 市の申請に当たっての優先順位のつけ方ということですが、優先順位につきましては、前年度の不採択団体をまず優先いたします。続いての順位としましては、応募した年度の古い団体から順次優先する仕組みとさせていただいております。

なお、応募の年度が同年度である場合につきましては、その中で抽せんにより順位を決定して優先順位をつけております。

◎21番（蒔苗 博英委員） そうなると、応募しても採択されなかった町会が、毎年連続で申請すれば、いつかは採択されるということ、今、

認識したのですけれども、それでよろしいでしょうか。

◎市民協働課長（土岐 康之） ただいまの質疑で、申請を続けていれば、いつかは採択になるのかということですが、おっしゃるとおり、今年度の状況を見ると順番待ちは多いのですけれども、今のとおりの事業が実施されていく形であれば、何年度か待っていただければ、申請して採択になるという形になっております。

◎9番（竹浪 敦委員） 私からは、2款1項2目、決算書49ページ、説明書が42ページになります。コミュニティFMラジオ放送業務委託料について質疑させていただきます。

このコミュニティFMラジオ、要はアップルウェーブで放送している内容になりますが、なかなか聞く機会がないのですけれども、このコミュニティFMラジオ、具体的にどんな内容で放送しているのかお伺いいたします。

◎広聴広報課長補佐（太田 耕介） コミュニティFMラジオ放送業務委託料についてでございます。

コミュニティFMラジオ放送業務では、市が実施する事業や生活情報、イベント情報など地域に密着した情報を、ラジオ放送であるFMアップルウェーブでお知らせしております。

広報ひろさきに掲載した情報を中心にお知らせする市政みみより情報という5分間のコーナーと、市の職員が出演して、パーソナリティーと話しながら各種担当事業を紹介する行政なんでも情報というお昼の10分間のコーナーを毎週月曜日から金曜日まで放送しているものでございます。

◎9番（竹浪 敦委員） 行政なんでも情報に市の職員がパーソナリティーで出るという話なのですが、広報活動としてラジオで放送するというのは、私は非常に大事だと思っております。この行政なんでも情報、例えば、市から市民に向けて発

信はできるのですけれども、逆にラジオ局を通して市民から意見を聞いて行政が吸い取るというのはできるものなのでしょうか、お伺いいたします。

◎**広聴広報課長補佐（太田 耕介）** 行政なんでも情報につきましても、市の職員が市の施策や事業計画、市政情報、生活情報、イベント情報の詳細をお伝えする広報事業の一つとして実施しているものでございまして、市民の声をお聞きするものにはなってございませんが、わたしのアイデアポストや市政懇談会などを通して市民の皆様の意見は何っております。

◎**9番（竹浪 敦委員）** ちなみに、たしかアップルウェーブは放送局の理念として市民情報の共有、地域の防災とか、弘前市に関することを理念として掲げております。このアップルウェーブはどのくらいリスナーがいるのかというデータはあるのでしょうか。

◎**広聴広報課長補佐（太田 耕介）** どのくらいリスナーがいるのかということでございますけれども、アップルウェーブに確認したところ、リスナーの数については把握していないということでございましたが、聴取可能人口は弘前市及び周辺の市町村で40万人とされております。

2024年9月のカルチャロードで、アップルウェーブがラジオに関するアンケート調査というものを実施しております。その中で、ラジオをよく聴く、たまに聴くという回答が全体の72%となっております。また、どの時間にどのラジオ局を聴くかという設問では、どの時間帯においてもアップルウェーブが1位または2位という結果が出ていることから、相応のリスナーがいるものと思っております。

◎**9番（竹浪 敦委員）** アンケートの中で72%が聴いているというのは、正直驚くような数字ではあります。意外と聞いているんですね。考えて

みれば、私も部屋でデスクワークするときは、たまにラジオをかけます。1位か2位ということですが、恐らくこの競合はRABあたりかと私は勝手に思っているのですが、弘前市及び周辺で40万人という人口ですけれども、それをカバーできているかといえば、私はこれは甚だ疑問でございまして、毎回このラジオの話になると、私が言うのは、聞こえない地域というのが多々あります。我々の地域を含め、当然我々の新和地区からさらに奥のほうは聞こえない地域でございまして、車で本当に何回も試してみたのですが、雑音が入りながらは聞こえるのですが、ちょっと奥に行くと車ですら聞こえない。ポータブルラジオでは100%聞こえません。

本当にラジオというのが、弘前市内であれば、聴いている事務所、ふだんかけている事務所とかもありますけれども、私が弘前市内の事務所を回っていると、アップルウェーブを流しているところは結構多いのです。結構多いというか、圧倒的に多いです。その反面、農村地へ行ってみると分かると思うのですが、農村で聴いているラジオは、当然アップルウェーブは聞こえませんが、RAB、AMを聴いている人がほとんどです。この弘前市の情報を発信するということを背負っているアップルウェーブですが、コミュニティFMラジオの放送というのは、本当に大事な農村部に、今、熊被害とか本当に多いですので、リアルタイムでいろいろな情報を発信しないといけないのですよ。農村部で聞こえないというところがあるのですけれども、この辺りについて市の見解は、どのようにお考えかお伺いいたします。

◎**広聴広報課長補佐（太田 耕介）** 確かに農村部におきましては、ラジオを聴いている方も結構いらっしゃるかと思いますけれども、アップルウェーブからは地形や建物、距離などの関係で、弘前市内全てで聴取できるわけではないと伺って

おります。

全ての地区で聞こえるようにするためには、新たに中継局となる電波塔を設置する必要があります。現状ではその対応は難しいと考えております。

一方で、アップルウェーブでは、難聴地域対策の一つとして、2014年11月からサイマルラジオ放送を開始しております。サイマルラジオとは、ラジオ番組をインターネットを通じてリアルタイムで配信するサービスで、ラジオの電波が届かない場所でも、インターネット環境があればスマートフォンやタブレットなどで聴くことができるもので、インターネット環境が充実してきた現在では有効なものと考えています。

◎9番(竹浪 敦委員) サイマルラジオという話ですけれども、時代が変わってくればラジオからどんどんスマホやインターネットに変わってくると思います。ただ、結局ネットで聞けるという話になると、日本の人口1億2000万人全員をカバーできるという話になるのですが、これ、私はしつこいほど言っていますけれども、2011年の大震災があったときも、市の情報、学校に出るか・出ないかという情報が、みんな停電している状態で使えるのはラジオなのです。アップルウェーブで、来週、学校はどうするかという情報を全部流しますという行政のお話だったのです。当然我々は聞けないのです。それで大混乱が起きた記憶がありますので、ラジオ対策をもうちょっと真剣に考えてほしいというのを願って、この質疑は終わりにいたします。

次の質疑に行きます。

2款1項4目、決算書53ページになります。地域マネジメント人材育成プログラム構築事業、説明書が59ページになります。

こちらは高校生や大学生を対象に地域人材を育てる事業で、これは本当に、私、学生を応援して

いる身分としては、ぜひどんどん拡大してほしいというところが非常にありますけれども、まず、地域マネジメント人材育成プログラム、この事業に高校生・大学生を派遣しているといいますが、この事業自体のレポートとか報告はあるものでしょうか、お伺いいたします。

◎企画課長(青山 洋蔵) 人材育成プログラムにおいて、レポート等の提出の有無についてお答えいたします。

本事業につきましては、大学生や高校生が地域社会と関わる機会を創出し、若いうちから地域志向の考え方を養うほか、プログラムを通じて地域課題の解決に向けた実践力を身につけることで、地域の将来を担う人材を育成することを目的とし、株式会社まちなかキャンパスへの業務委託により実施してございます。

このうち、大学生を対象としたまちなかキャンパスプロジェクトでは、地域の企業等に大学生を派遣し、派遣先の企業が抱える課題解決につながるプロジェクトを実施しているものです。

参加した学生は、初めに事前講座を受講した後、受入企業先での活動を1か月程度行います。その後、活動の実績報告については、学生からレポート等を求めるのではなく、参加学生が作成するパワーポイント等を用いて、それぞれの実績を発表する成績報告会という形で、実績を報告していただいております。発表では、受入企業の紹介や実践した企画立案の内容のほか、学生自身がプロジェクトにより得られたことや、反省点についても盛り込まれているものでございます。

本事業では、この報告会で発表するための準備などを含めて、人材育成の機会と捉えて実施しているところでございます。

◎9番(竹浪 敦委員) こちらの参加人数ですけれども、説明書を見ますと高校生19人が修了とか、13名の大学生が参加とかと書いていますけれ

ども、ここ5年の参加人数の増減をお伺いいたします。

◎企画課長（青山 洋蔵） 大学生を対象としたまちなかキャンパスプロジェクト及び高校生放課後まちづくりクラブSTEPの参加者合計の過去5年間の推移をお答えいたします。

令和2年が67名、令和3年が72名、令和4年が79名、令和5年が67名、そして、令和6年が54名となっております、平均すると68名程度で推移しております。

◎9番（竹浪 敦委員） 大体同じくらいで、去年がちょっと少ないといったところですが、それにしても、決算が798万7000円、たしか予算のときも799万9000円という数字が出ていたと思うのです。おおよそ予算どおりに執行されているのですけれども、金額で見れば結構大きい金額というところですが、それに対して五、六十人というのも割と少ないかなと思ったのですが、今お話を聞く限りは随分中身の濃いことをやっていると思います。やはり学生、これから弘前市で活躍するであろう若い力をもっと発揮させてほしいところはあるのですけれども、参加者をできれば増やしたり、去年ちょっと少なくなったというのもありますので、参加人数を減らさないためというのは、市からアクションはかけているものでしょうか、お伺いいたします。

◎企画課長（青山 洋蔵） お答えします。

参加者募集の周知に当たりましては、市や委託事業者のホームページへの掲載やSNSの活用、また各高校へのチラシの配布、また各大学でキャリア教育を担う教員への情報発信等により、事業の周知、また募集を行っております。

また、高校生向け事業につきましては、教職員が事業を理解し、教職員から生徒へ呼びかけをしてもらうことが重要であると考えまして、市内の高校へ出向いて、担当教諭に直接事業の説明を行

うなどして、参加者の確保につなげてございます。

最近ですと、過去の参加者からの紹介により応募したという学生もおりまして、事業の中で好循環が見られる場面も出てきてございます。

また、募集人数につきましては、きめ細かく充実した人材育成プログラムを提供するために、それぞれのプロジェクトで定員を設けてございまして、令和6年度プロジェクト全体の参加人数を見ますと、53名から55名の定員に対しまして、54名が参加していることになり、おおむね想定した定員どおりに参加者を確保できてございます。現状では、今以上に定員を増やすことは難しい状況にありますが、今後、より充実した内容となるよう委託事業者と相談しながら、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、令和6年度の本事業につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金、交付率2分の1のものでございますが、こちらを活用しており、今後とも市の財政負担の軽減を図りながら、事業を継続していきたいと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、2項目、質疑させていただきます。

初めに、2款1項4目、説明書の46ページ、決算書の53ページですが、弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業についてお伺いいたします。

まず初めに、委託料の内訳と事業の概要について説明していただきたいと思います。

◎企画課長補佐（土岐 博志） まずは、事業の概要からお答えいたします。

当該事業は、弘前圏域8市町村が連携して、ひろさき広域出愛サポートセンターの運営と、ひろさき広域婚活支援事業実行委員会事業の二つの取組を実施してございます。

ひろさき広域出愛サポートセンターでは、結婚を望む独身者に対しまして、交際・結婚のきっか

けとなる出会いの場を提供することを目的に、会員登録制の対一のお見合い支援を実施しております。

実行委員会事業になりますけれども、こちらは多様な出会いの場の創出を目的としまして、会員登録がなくても参加でき、一度に多くの方と出会うことが可能な婚活イベントを開催しております。

委託料の内訳になりますけれども、婚活事業の中で委託業務は2業務がございます、まず、公共施設のトイレ等に貼るステッカーはサポートセンターの会員を増やすための取組の一環となりますが、こちらのステッカー、それから周知用のSNS掲載用の画像データのデザイン業務が11万円、それから、こちらでも会員を増やすための取組になります、SNSを活用した広告配信業務委託を43万2300円で実施しております。

◎14番(畑山 聡委員) 説明書を見ますと、令和6年は成婚が3組であったと。あまり芳しくない結果だったのかなと、一般的にはそう捉えられるのではないかと思います。お見合いのほか、いろいろなイベントも、いろいろなというか2種類のイベントを行ったようですが、これは一般論ですが、従来からいわゆる婚活パーティーが成婚率が高いのだと。もちろん婚活パーティーにも欠点はあるのですが、そういう婚活パーティーではなくて、こういう違う形のイベントをやっているというのには何か理由があるのでしょうか。

◎企画課長補佐(土岐 博志) イベント実施についてお答えいたします。

イベントは実行委員会では実施している婚活イベントになりますけれども、こちらの内容をどうやって決めているかということでお答えしますが、まずは、サポートセンターの協賛団体ですとか、圏域でやっている事業になりますので、各市

町村が推薦するイベント事業者に婚活イベントに関する提案を募集しております。上がってきた提案を、圏域市町村による多数決によって採択、年間予算の絡みもございますので、年間2件程度のイベントを採択しております。

◎14番(畑山 聡委員) 先日、NHKの番組を見ていましたら、東京都ではAIマッチングというのをやっているのだそうです。AIマッチングはあまり事細かには分かりませんが、特徴的なところは、相手の顔写真は絶対見せない、プロフィールもよく分からないと。それで、ただ、どういう男性を希望しますかと、いろいろな項目があるわけですが、あるいは、これだけは駄目ですという質問に答える形になっているのですね。しかもどこで会いたいかというのも希望を取るのだそうです。そして、AIが相性がいいだろうと思われる人たちを、もちろん最初には中に人が入るわけですが、そこで1時間ほどお会いして、それでうまくいくか、いかないかと。まだ始めたばかりで、AIの精度というか、データがそんなにたくさんあるわけではありませぬので、AIの精度もまだまだこれからだということなのですが、東京都のAIマッチングの面白いところというか、私になるほどなと思ったのは、初めは相手の顔は見せない。顔を見てしまうと、人間は必ず偏見や先入観を持ってしまいます。もうその時点で取捨選択してしまっている。だから、実際は会ってみると、すばらしい方かもしれない。この中で、長年結婚して、恋愛ではなくてお見合いとか、そういう形で結婚している人たちはよく分かるかと思うのですが、長いこといけば、自分のことを言うようなんですけれども、自分の配偶者がかわいく見えてきますよ。私、のろけで言っているのではなくて、かわいく見えてくるものですよ。要するに情が移ってくるというか。だから、初めに先入観や偏見を持ってしまうよう

な、そして、恋愛といってもせいぜい1年か2年で炎は消えるわけですから、本物が見えたときに、最初に思っていたのと違うなという形にもなってくるわけです。

マッチングアプリ自体は200個ぐらいあるのかな、似たような内容だそうです。しかし、それらは全部写真を見せるとかそういう形が多くて、東京では強いて顔を見せないということをやっているようで、もっと私が研究してお知らせできればいいのですが、その気があれば検討してみたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

◎企画課長補佐（土岐 博志） AIのマッチングアプリということでお答えいたします。

いろいろな結婚の活動、婚活するに当たって、様々お顔で選ぶ方もいるかと思えますし、いろいろな条件で皆さんお相手をお探ししているかと思えます。

AIのマッチングシステムにつきましては、複数の民間事業者において、今、委員がおっしゃったとおり、サービスが多く提供されているほか、県においても令和4年度から運用を始めてございます。

当市のお見合い支援の話になるのですが、こちらは行政が運営する安心感ですとか、お見合いの立会い等を行う出愛サポーターの存在などが、男女交際や結婚に対して消極的になっている方や、オンラインのマッチングに不安を感じているという方も一定数いらっしゃるということで、そういう方にとっては利用しやすい仕組みになっているものと考えております。

結婚を望む独身者が、利便性や安心感、御自身の状況に合わせて利用するサービスを選択できるということは、婚姻率の増加につながるものとも考えておりますので、市としては、引き続き現在の制度を運用していきたいと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） ぜひ真剣に検討していただきたいと願うばかりでございます。非常に重要な問題だと認識しておりました。

次に、2款1項1目、説明書の41ページ、決算書の47ページ、防犯カメラ整備管理事業についてお伺いいたします。

まずは、委託料の内訳と事業の概要について説明を求めます。

◎市民協働課長補佐（山崎 幾子） まず、委託料の内訳なのですけれども、車両用防犯マグネット製作業務委託料が7万7000円、たか丸君防犯オリジナルデザイン製作業務委託料が11万円、防犯見守りアームバンド製作業務委託料が10万9934円、防犯ノボリ旗製作業務委託料が8万3545円、防犯カメラ設置表示板製作業務委託料が45万1880円となっております。

こうしたものによりまして、防犯カメラを設置していることを強調することで、犯罪の抑止効果ですとか、地域住民の防犯意識の啓発などを推進する取組を展開しております。

防犯カメラ整備管理事業の概要ですけれども、こちらは犯罪の未然防止を図るために市が設置した防犯カメラの維持管理を行うとともに、事件が発生した場合には、警察からの捜査照会に応じて画像を提供するものです。

防犯カメラは、平成26年度に弘前大学周辺へ20基、令和3年度に東地区へ12基、令和6年度に城西小学校区及び西小学校区に10基を地域住民や関係機関との協働によりまして設置し、市が一括管理しております。

◎14番（畑山 聡委員） 令和6年は東地区の話が書いてあるわけですが、東地区ですので、私はかなり分かった上で質疑しているわけですが、東地区における取組の内容と、たか丸君防犯オリジナルデザインというのはどういうものであって、また、決算の防犯見守りアームバンド製作業

務委託料について、説明していただければと思います。

◎市民協働課長補佐（山崎 幾子） まず、東地区における取組の内容でございますけれども、防犯カメラの設置に加えて、地域住民が日常生活の中で見守り活動に参加するながら見守りですとか、事業者による防犯CSR活動など、地域の防犯意識向上に向けた取組を5年間のモデル事業として実施し、今年度がこのモデル事業の最終年度となります。

今年度モデル事業終了後も東地区において防犯活動を継続していけるように、地域との意見交換会を3回開催しまして、今後の活動方針をまとめ、東地区における防犯の取組をこれまでよりも広く周知していくこととなりました。

今後の活動方針の決定を受け、9月7日開催の東地区町会対抗運動会で啓発活動を実施しまして、地域住民への周知や防犯意識の向上を図っております。

たか丸君防犯オリジナルデザインなのでございますけれども、こちらは当市の安全安心まちづくり推進の取組や市民の防犯意識の向上を図るため、のぼり旗等の防犯用品を設置、活用しておりますけれども、その防犯用品用に新たにたか丸君をデザインしたもので、たか丸君が黄色の防犯ベストを着て、防犯カメラを持っているデザインとなります。

防犯見守りアームバンド製作業務委託料は、東地区のながら見守りの活動を、ほかの地区でも取り組むことができるように製作したものです。

◎14番（畑山 聡委員） 説明ありがとうございました。

この事業自体が令和3年度に始まって、今年で最終年度の5年目になったわけです。

市民協働課が一体一丸となって一生懸命取り組んでくださっていることは、私も十分承知してお

ります。非常に精力的に取り組んでくれたなど、その熱意に対して、東地区住民の多くの協力が少しずつ得られてきて、模範となるべき体制ができつつあるように思われます。

現実には、小学生等に対する不審者等による声かけや付きまといが以前はあったのですが、なくなったということは、城東交番の所長であるとか、東小学校の校長先生、先生方が明確に認めているところであります。つまり効果が表れていると。

そして、この間の運動会自体は中止になりましたけれども、中止のときに、またイベントをやりまして、そのときに来ていただいて大変ありがたかったのですが、その後の9月17日に東地区町会連合会において、東小学校の校長先生の提案で、最低でも月に一度、小学生の朝の登校時に挨拶運動をやってくれないかというお願いにいらっしゃったのですよ。皆さんとお話ししたら、それはなかなかいいことだなと。月に一度、交通安全と小学生に対する挨拶と、それと併せて、ながら見守りをやろうという提案が出まして、校長先生の挨拶運動の提案、お願いに乗じる形で、それだったらできるなということで、ながら見守りも、最低でも月に一度行くと町会長会議で決まったところであります。できるだけ町会の人たちにも、各町会で協力してくれる方をお願いして、その活動をやっていくということに決まりました。

これを契機に、ながら見守り、地域防犯活動がさらに充実していくものであると、市民協働課には心からお礼申し上げたいと思います。とりわけ令和3年度から、直接の担当者は3人ぐらいかな、替わってきまして、その途中では、住民の抗議も受けたりして大変だったと思うのですが、それはそれだけ住民も一生懸命東地区のことを考えているからであると、いい方向に捉えていただいて、大変だったと思いますが、それが成果として

表れていると思いますので、今年度で終わってしましますが、さらにほかの弘前市全体に、こういう活動を広げていってくださればなと願うものがあります。

◎3番(志村 洋子委員) 私からは、2款1項4目、決算書53ページ、説明書52ページ、ひろさきUJIターン促進事業についてお伺いいたします。

本年8月の地元紙に、令和6年度の弘前市への移住者が110人との報道がありました。移住者が100人を超えるのは2年連続で、UJIターンの取組が奏功したとうかがえ、少子高齢、人口減少が全国的に加速している中、大きな成果と言えます。

まずは、市が掲げた目標数値に対しての達成度をお聞かせください。

◎企画課長(青山 洋蔵) お答えします。

ひろさきUJIターン促進事業について、この達成度でございますが、市はこの目標値について、総合計画後期基本計画において、ひろさき移住サポートセンターを経由しての累計移住者数を、平成26年度から令和8年度までの累計で583人と目標に掲げておりますが、令和6年度の実績は620人であったことから、計画を前倒して目標を達成しているところでございます。

◎3番(志村 洋子委員) 目標を前倒して達成したとのことで、市の取組を誇らしく思います。

それでは、市として移住支援を行った移住者のうち、5年後の定住、定着状況をどのように把握しているか、また定着率をお聞かせください。

◎企画課長(青山 洋蔵) 市として移住後の定着状況を把握しているのは、弘前市への移住・定住の促進や働き手不足の解消等を目的としました東京圏UJIターン就職等支援金、また弘前市UJIターン就職等支援金、また弘前市医療福祉職子育て世帯移住支援金のいずれかを活用した移住者と

なっております。

これらの支援金を利用した方につきましては、申請日から3年に満たない間に弘前市外に転出した場合は全額返金、申請日から5年以内に弘前市外に転出した場合は半額返還と、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、返還規定があることから追跡調査を行ってございまして、令和元年度に支援を開始して以来、市外への転出を理由に返還に至ったケースは、76件中1件で定着率としましては約98.7%となっております。

◎3番(志村 洋子委員) 定着率は非常に高い数値で安心いたしました。

それでは、移住施策の課題についてどのように分析をしているのか、また、移住者の定住につなげるために行っている施策があればお聞かせください。

◎企画課長(青山 洋蔵) 移住施策の課題につきましては、各種支援策や当市の魅力に関するさらなる情報発信の強化が必要であると考えております。

また、定住施策としましては、基本として移住者を含めた全ての市民がこのまちに住み続けたいと思っていただけるよう、市政全般において取り組む必要があると考えております。

一方で、移住されて間もない方は、コミュニティーへ関わるための一歩を踏み出すことが難しいといった声もございますので、移住者同士や地域住民とつながる場を提供するため、弘前圏域8市町村への移住者を対象にした移住者交流会というものを実施してございます。こうした事業により、移住してきた方が新たなコミュニティーに参加するなど、地域になじむことや生活環境の充実に結びつくことで、定住につなげるよう取り組んでいるところでございます。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

弘前市には豊かな自然と歴史的景観など、UJ I ターンを促す魅力的な資源が多数存在しますので、これらを最大限に活用して、子育て世代など、ターゲットを絞ったPR動画の作成やSNSなどでのアピールもお願いしたいと思えます。

また、デジタルだけでなく、簡単に手に取れるようなミニ冊子の作成も効果が得られると思えます。

移住者が地域になじむためには、行政の支援だけでなく地域住民の理解とサポートが非常に重要であると考えますので、移住して定住した方の声を地域の方、移住を検討している方、双方に発信することによって理解が深まり、地域全体として移住者を受け入れる体制づくりになると思えますので、取組をお願いいたします。

次の項目に移ります。

2款1項7目、決算書59ページ、説明書62ページ、交通安全対策費についてお伺いいたします。

説明書によると、昨年の弘前市内における交通事故の発生件数は289件とありました。この中で死者数と負傷者数について、また、過去5年の死者数の推移も併せてお聞かせください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 令和6年の死者数と負傷者数は、まず、死者数は7名となっております。負傷者数は332名となっております。

また、過去5年の死者数ですけれども、令和元年が4名、令和2年が3名、令和3年が2名、令和4年が5名、令和5年が2名と、平均すると3名程度になってございます。

◎3番（志村 洋子委員） 近年で比較すると死者数が多いようですので、昨年の交通事故の特徴についてお聞かせください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 昨年の7名の、まず年齢層で比べますと、7名のうち65歳以上のいわゆる高齢者が7名中6名、それから、事故の起きた場所で見ますと、道路横断中や横断歩道上

での事故が7名中4名となっております。これらを鑑みますと、昨年の交通死亡事故のほとんどは横断歩道や道路横断中の高齢者の可能性が大きかったのかなと見ております。

◎3番（志村 洋子委員） 新聞等の報道では、今年20日、先週の土曜日に国道7号線の交差点で、残念ながら死亡事故が発生しました。今年に入って初めて交通事故による死亡者が出たと記憶しておりますが、昨年の交通事故発生日から今年20日までの交通死亡事故ゼロの連続日数をお聞かせください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 昨年は令和6年10月23日に交通事故が発生しておりました。その後、交通死亡事故は発生しておらず、今年20日の交通死亡事故をもって連続日数は331日となっております。

◎3番（志村 洋子委員） 参考までに、弘前市の交通死亡事故ゼロの最長記録をお聞かせください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） これまでの記録ですけれども、昭和59年4月5日から昭和60年3月31日までで361日が最長記録となっております。また、平成の市町村合併から見ますと、新弘前市では341日が記録として残っております。

◎3番（志村 洋子委員） 今回の交通死亡事故の発生は非常に残念であり、心よりお悔やみを申し上げます。

それまで331日連続して交通死亡事故を防いできたのは、多くの関係者が地道に取り組んできた成果であったと思えます。

先日の地元紙によりますと、日没が早まる秋、10月から年末に死亡事故が増えやすく、歩行中に事故に遭うケースが非常に多いとの記事がありました。児童生徒が新学期の環境に慣れてくる時期で、活動的にもなるため、一層の注意が必要であると警察庁が注意喚起を強めております。

弘前市においても、悲惨な交通事故が発生しないよう、これからも積極的に交通安全運動に取り組むようお願いいたします。

次に移ります。

2款3項1目、決算書68ページ、説明書70ページ、マイナンバーカード交付事業についてお伺いいたします。

申請後の未交付者、いわゆるマイナンバーカードを申請したものの受け取らなかった方はどういった理由によるものなのか。また、そういった方への対応についてお聞かせください。

◎市民課長（長利 博子） マイナンバーカードは交付申請を受けますと、1か月程度でマイナンバーカード交付通知書を市から送付しており、その後、来庁されず未交付となっている方がいらっしゃいます。

その理由につきまして、施設入所や入院で来庁が難しくなった、高齢で自宅で寝たきりのため、家族が連れてくるのが難しい、仕事や子供の部活で多忙なため来庁できない、県外で働いている方や大学生で、こちらになかなか帰ってこられないなどの理由が多かったものです。

未交付となっているマイナンバーカードの取扱いにつきましては、国からの通知は当初、少なくとも90日間は保管しておくこととされており、その後、新型コロナウイルス感染症の流行等により、当面の間保管するようになったところです。

市では未交付となっているマイナンバーカードは1年以上保管しておりますので、まだ受け取られていない方は、マイナンバーカード普及促進対策室までお問合せいただきたいと思いますと考えております。

さらに、長期間受け取りに来られていない方には、再度交付通知書を送付しており、令和6年度の実績としては、令和5年4月1日から12月31日まで申請された4,066件のうち287名の方に送った

ものであります。

◎3番（志村 洋子委員） 令和6年度の成果を踏まえて、令和7年度以降に、交付窓口の拡充や多忙な勤務状況の方への支援策など、市民の利便性向上を踏まえた普及促進策は、どのように計画されているかお聞かせください。

◎市民課長（長利 博子） まず、窓口の拡充といたしましては、職員が福祉施設等を訪問する出張申請の機会を増やすことで、カードをまだお持ちでない方への普及促進策を図ってまいります。

また、多忙な方への支援策といたしましては、現在、ヒロロスクエア内の市民課駅前分室がマイナンバーカード関連手続を平日午後6時まで行っております。第3土曜日とその翌日曜日以外の土日祝日は、午後4時まで受付しております。御利用いただけるよう、市ホームページ、広報ひろさき、ラジオ等で引き続き周知してまいります。

◎3番（志村 洋子委員） 弘前市では、交付後の利用促進をどのように進めていくのかお聞かせください。

◎市民課長（長利 博子） マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として利用できるほか、ICチップを利用してオンライン上でも安全かつ確実に本人であることを証明できるものです。カード交付の際には、ICチップに搭載された電子証明書を利用し、住民票や戸籍謄本等を全国のコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付サービス、オンラインによる行政手続や健康保険証として病院や薬局で利用できるなどを丁寧に説明し、マイナ保険証の利用登録支援についても同時に行い、利用促進に取り組んでおります。

市といたしましては、今後もマイナンバーカードの利用範囲の拡大が見込まれるため、国の制度変更の情報収集に努め、引き続き普及促進に取り組んでまいります。

◎3番（志村 洋子委員） マイナンバーカード

は、2016年の交付開始から見ても、大分利用方法が拡充されております。例えば、マイナ保険証があれば、高額療養費の面倒な手続が要らなくなり、就職や転職したときも、従来のように手続をして発行を待つことなく継続して使用することができます。

ちょうど今朝の地元紙にもありましたように、来月10月1日から全国でマイナ救急が開始となり、救急隊員が患者から正確な情報を聞き取ることが難しい場合に、適切な処置、迅速な搬送先の選定にも寄与することになります。大げさかもしれませんが、命を救うカードとも言えます。ほかにも、災害時、避難所に読み取りリーダーを設置すれば、避難者の生存確認を瞬時にできるなど、今後も大いなる可能性を含むカードですので、今後も交付申請されていない市民への丁寧な説明、対応を実施するとともに、交付後の利活用や更新への周知を一層進め、市民にとって持つだけでなく、便利に使えるカードとなる取組強化をお願いいたします。

◎16番（木村 隆洋委員） 2款1項1目、決算書46ページから47ページにかけて、説明書では38ページ、行政DX推進事業についてお伺いいたします。

行政DX推進事業、先ほどAIチャットボットの話もありましたけれども、かなり広いので、理事者側の皆さんのふだんの仕事のスリム化のところでお伺いしたいと思います。

RPA導入支援業務委託料の部分についてお伺いいたします。

決算の説明書の中で、事業委託先、委託期間、業務内容が書かれておりますが、この業務内容についてもう少し詳しくお願いいたします。

◎情報システム課長（齊藤 弘行） 業務内容についてでございます。業務内容につきましては、市職員へのRPA操作研修会の実施、新規に導入

するRPA選定のためのヒアリング及び効果検証、RPAのプログラム作成、その作成したプログラムの手順書の作成になります。

◎16番（木村 隆洋委員） RPAを導入して結構たつと思うのですが、導入して何年経過するのかお伺いいたします。

あわせて、結構年数がたっていると思いますので、これまでどういう業務に対してRPAを導入してきたのかお伺いいたします。

◎情報システム課長（齊藤 弘行） まず、導入してどのくらいたつたかということでございますけれども、令和元年度から導入いたしましたので、現在7年目となります。

また、これまで導入した業務についてですが、国保特定健康診査受診券の送付業務のほか、おくやみコーナー申請書の印刷業務、軽自動車廃車入力業務など19業務に導入してきたところでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 7年目なので7年間と言えないかも分かりませんが、これまで19業務に導入してきたということでありました。

では、RPAを導入してきて、事業効果をどのように考えているのか。導入してから、業務の削減時間、あと、例えば皆さんの残業時間とかがどのように減ってきたのかお伺いいたします。

◎情報システム課長（齊藤 弘行） 効果でございますけれども、効果につきましては、現在稼働している業務で試算したところ、年間で1,300時間、1日8時間で割り返しますと、約160日削減している状況でございます。

また、時間の削減効果以外にも、RPAは決められた作業をミスなく行うことができるので、処理件数が多い業務であってもチェック漏れがなくなったなど、正確性の向上に関する意見や、削減できた時間を他の業務に充てることができたなどの効果があったものと認識しております。

◎16番(木村 隆洋委員) 今、RPAに絞ってお伺いしたのですが、行政DX事業全体という中で、先ほど来、結構AIの話が出てきます。皆さんの業務の中でも、こういう簡単な業務をRPAで効率化していく必要性はもちろんあるのですが、AIの進化がすごく早いというところで、皆さんの効率化を進めていくためにも、多分、生成AIとか、例えば資料の一つ作るとなっても、言い方はあれですけども、パワーポイントの資料を一々作っていくよりは、生成AIで作ると多分簡単に、項目を入れてどういうグラフを作りたい、どういうので作りたいという、多分すごく簡単にできると思います。そういう意味では、これから人口が減っていく中で、皆さんの業務負担を減らしていく意味でも、ぜひAIの導入の部分をもう少し積極的に進めていただければと思います。

次に行きます。

2款1項4目、地域おこし協力隊導入事業、決算書では52ページ、53ページ、55ページ、56ページ、説明書では45ページに掲げられています。

説明書の中で、いろいろ多岐に掲げられておるのですが、端的に、令和6年度の段階で、何名の方がどの地域で、どのような活動を行っていたのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐(土岐 博志) 協力隊の人数、地域、それから活動ということでお答えいたします。

まず、相馬地区になりますけれども、こちらは地区内集落点検のほか、地域行事、それからコミュニティに係る支援活動、それと地区の伝統・文化振興支援などに取り組む隊員が2名おります。

続きまして、岩木地区になりますが、こちらは竹細工の技術習得や伝統工芸、伝統文化としての竹細工の魅力発信に取り組む隊員が1名。

最後に、津軽産ワインぶどうの産地化を促進するに当たりまして、ブドウ栽培技術の習得、情報発信等に取り組む隊員が1名。

令和6年度は、計4名が当市の地域おこし協力隊として活動を行っております。

◎16番(木村 隆洋委員) この地域おこし協力隊の制度そのものは、国で平成21年—2009年度から始まったと認識しております。

では、当市においてはいつから始まったのかと、あわせて、これまで延べ何名の方が活動を行ってきたのか、全てでなくてもいいので、どういう活動をこれまで行ってきたのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐(土岐 博志) いつからということで、まず、当市における導入は平成27年度、相馬地区で2名の隊員を受け入れたことから始まりまして、延べの人数で、現時点でこれまで受け入れた隊員は累計で28名、うち現役隊員が8名となっております。

主な活動になりますけれども、岩木や相馬、東目屋といった地区配属の隊員につきましては、農産物加工品や地場産品の開発、それから地域資源を活用したイベントの企画、地域の農産物等のブランディング、それから情報発信などを行ったほか、全国から集まった1,000枚のこぎん刺しをつないだタペストリーの制作ですとか、ジャズイベントの開催など、地域の活性化や交流を促進する活動に取り組んでおります。

それからまた、移住推進の分野では、移住相談や移住者ネットワークの構築支援等を行っていたほか、伝統工芸の分野になりますけれども、津軽打刃物職人の後継者候補としまして、技術習得及び伝統工芸のPR活動を行うなど、様々な分野での地域協力活動に取り組んできたところでございます。

◎16番(木村 隆洋委員) 市が導入して約10

年たつということでもあります。

この10年たったというところで、現時点において、3年間の任期を終えられた方々で市内に在住されている方はどの程度いるのかと、あわせて、市内に在住して残っていただいた方は、具体的にどのような活動を行っているのかお伺いいたします。

◎企画課長補佐（土岐 博志） お答えいたします。

これまで当市で活動し、退任された方は20名おられますが、そのうち15名が現在も市内に在住しております。定着率は約75%と、県及び全国の定着率と比較しても高い水準となっております。

退任後の活動になりますけれども、家族と経営する法人に勤務しながら、神職への従事やカフェ経営をされている方、それから旅館を継承し、宿泊施設とシェアハウスの運営やキッチンカーによる食品販売を行っている方、そのほか、写真、映像、デザインなどの事業や、キャンプ用品のセレクトショップとカフェバーが併設された店舗を営んでいる方など、複数のなりわいを持つ方も多くいらっしゃいます。

また、隊員としての活動中にサポートしていた獅子舞保存会の活動に卒業後も携わり、地域に根づいた活動を継続している方や、津軽打刃物職人としてそのまま就職しまして、伝統工芸を受け継いでいるなど、協力隊としての経験を生かしまして、様々な分野で活動を行っているところであります。

◎16番（木村 隆洋委員） 定着率75%は思ったより高いのかなというのが正直な感想であります。

令和6年度だと全国で1,176自治体、7,910の方が地域おこし協力隊の隊員として全国で活躍していると、右肩上がりです。過去最多の数字になっていると、総務省から公表もされております。

こういう定着率があるということは、いろいろな外からの目という部分も含めて可能性があるのだらうと。そういう意味では今後も継続していくことが大事だと思いますので、ぜひその点、注力していただければと思います。

次に行きます。

2款1項4目、健康とまちのにぎわい創出事業、決算書53ページ、説明書55ページになります。

説明書に業務内容が5項目掲げられておりますが、委託先として、ランドブレイン株式会社仙台事務所とあります。まず、なぜここに委託したのかお伺いいたします。

あわせて、このランドブレインという会社が具体的にどのような活動、業務を行っている会社なのかお伺いいたします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） まずは、委託先の選定理由でございます。

健康とまちのにぎわい創出事業につきましては、令和4年10月から本年3月までの2年半、実施してきた事業でございます。委託先の選定に当たりましては、令和4年7月に公募型プロポーザル方式によりまして、複数年の企画提案を募集し、附属機関の審査を経て、4者の中から選定したもので、以降、年度ごとに随意契約で契約を締結したものでございます。

委託先の選定理由といたしまして、附属機関の審査におきましては、業務の趣旨、基本条件を踏まえた提案がなされている。また、企画提案が事業目的に直接寄与する内容となっていることなどにおきまして、評価が高かったものでございます。

続いて、同社の活動、会社の概要についてでございます。ランドブレイン株式会社は、様々な分野を業務領域とする総合型のシンクタンク事業会社でございます。ソフト、ハードの両面におい

て多くの実績を有し、まちづくりに関する事業を中心に展開しているものと認識してございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 先ほども申し上げました具体的な事業として、説明書に5事業を書かれております。3年間も含めて、この事業効果について、市としてどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） これまでの事業効果についてでございます。

本事業につきましては、中心市街地におきまして、QOL健診を軸とした健康イベントを実施するほか、野菜の推定摂取量を測定するベジチェックを商業施設などに設置するほか、あとは健康アプリにおきまして、複数の店舗に御協力いただきながら、中心市街地への来街を促す取組を実施するなど、健康とまちのにぎわいの二面性を有する取組を中心に実施してきたところでございます。

これまでの2年半における主な実績といたしましては、いずれも本事業に特化した延べ人数といたしまして、QOL健診の受診者数が1,800人を超え、また、ベジチェックの測定者数は約13万3000人となっております。こうしたことから、QOL健診を軸に複数の取組をパッケージ化して、主に中心市街地において一体的に実施することで、市民の健康意識の向上と、中心市街地への来街機会の創出を図ることができたものと認識しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 本事業には説明書57ページにも掲げられておりますが、KPIが設定されております。

事業終了後の指標として、令和9年3月の年月日が掲げられておりますが、令和6年度の指標として、3項目全て目標が達成できていないと。現時点で判断しても、恐らく令和9年3月の事業終了後の指標にはかなり厳しいというか、恐らくかなりの割合で届かないと推測されます。この3年

間の事業、先ほど2年半というお話もありましたが、3年間の事業を行った上での、令和9年3月時点でのKPIの指標にいかない可能性が、100%とは言わないですけれども、かなり高い。6年度の決算ですので、6年度のこの指標が3項目全て目標値に届いていない。このことについて市としてどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎企画課参事（櫻庭 智之） KPIの実績値に対する見解でございます。

本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を財源としておりますので、実施計画において、市のほかの事業と合わせて三つのKPIを設定してございます。

一つ目が中心市街地の歩行者・自転車通行量、二つ目がメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合、そして、最後、三つ目が特定健康診査の受診率。今、委員が御指摘のとおり、6年度の実績値はいずれも目標値に達していないところでございます。

ただ、事業開始前と6年度の実績値を比較いたしますと、中心市街地の歩行者・自転車通行量は671人の増加、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は0.3ポイントの減少、そして特定健康診査の受診率は6.2ポイントの増加といったように、いずれも増加傾向、改善傾向となっておりますので、本事業により一定の効果は得られているものと認識しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 決算審議ですので、数字で厳密に見ないといけないなと思っております。

先ほど、目標値にはKPIは届いていないけれども、改善傾向にあると。ただ、改善傾向は事業を行った効果とすれば、事業を行わないよりは、全く効果ゼロでは大変だと思います。KPIを設定した以上、ここにどうやっていかなかったのか

という検証も今後、私は必要なのかなと思います。そこをぜひ担当課としても検討していただきたい、お願いして終わります。

◎副委員長（坂本 崇委員） 暫時休憩いたします。

〔午後 2時56分 休憩〕

〔午後 3時30分 開議〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 決算書51ページ、2款1項3目、市役所の駐車場の前年度利用率というのですか、稼働率をまずはお知らせいただきたいと思います。

◎管財課長（羽場 隆史） 昨年の駐車場の利用ですけれども、32万806人が利用されております。利用率ではありませんけれども、実数として32万806人ということとなります。

◎22番（松橋 武史委員） ありがとうございます。

利用率、民間でいうと稼働率になるのですが、そこまでは測っていないということでありまして、分かりました。

それと、同ページに、新紙幣対応業務委託料というのがあるのですが、これは253万円ですか、部品の交換もしくはアップデートが必要とされると思うのですが、これの内訳、何基でそれぞれの予算、どれくらいお金がかかっているのか、お知らせいただきたいと思います。

◎管財課長（羽場 隆史） 機械は事前精算機1台の費用となっております。

◎22番（松橋 武史委員） 1台の機械を新しい紙幣に対応できるような形にするためのお金が253万円、少し高いかなと思われるわけですが、これは契約については随意契約ですか、どういった形で契約されましたか。

◎管財課長（羽場 隆史） 駐車場の管理をしております会社と随意契約となります。

◎22番（松橋 武史委員） 随意契約だからこそ、このような高い金額で契約されたのかなとかがえます。

機械のバージョンアップ、そしてまた部品の交換であれば、随意契約ではなく地元業者でも対応できたかにと思いますが、そういった料金を下げるような工夫や努力はされたのでしょうか。

◎管財課長（羽場 隆史） 今、委員がおっしゃいましたとおり、地元の業者とか料金を下げる努力なのですけれども、実際今入れております機械を整備できる事業者でないとはできませんので、そういうふうな確認、対応等はしておりません。

◎22番（松橋 武史委員） そういう事情があれば致し方ないわけではありますが、しかし、民間の駐車場の業者の方々に聞けば、これほどの料金はかかっていないということも聞き及んでおります。どうぞ、民間業者等々の価格をしっかりと情報収集して、随意契約の際には、言いなりの値段、言い値ではなくしっかりとお話をさせていただいて対応することが求められると思います。よろしくをお願いします。

それと、その下の入口発券機の修繕とありますが、修繕ですから故障したのでしょうか。この故障の原因についてお知らせいただきたいと思えます。

◎管財課長（羽場 隆史） 車両の事故のために機械が故障しまして、車両が通った際に機械にぶ

つかって機械が破損したために、その修理をするために起こったものです。

◎22番(松橋 武史委員) そういたしますと、修理費の総額を聞かせていただきたいと思います。そして、事故であれば責任の割合が伴ってくると思われま。また、この金額の数字については保険での対応なのか、その辺の内訳をしっかりとお知らせ願いたいと思います。

◎管財課長(羽場 隆史) 先ほどの説明を訂正いたします。

車両事故がありまして、被災のために復旧作業を行っております。契約は、株式会社南建設で、復旧に対しましては、その事故を起こしたところの保険に請求しております、市では費用の負担は発生しておりません。

◎22番(松橋 武史委員) 分かりました。

この決算書だけを見ると弘前市が34万1000円を負担したような形に見えるわけでありま。今確認して十分内容が確認できました。ありがとうございます。

50ページの2款1項3目、本庁舎の管理費の同じ駐車場でEV自動車、電気自動車の充電システムが2台ほどありますが、この利用状況、大体昨年は何回くらい利用されているのかお伺いさせていただきます。

◎管財課長(羽場 隆史) 電気自動車の利用台数については、申し訳ありませんけれども、把握できておりません。

◎22番(松橋 武史委員) 先ほど聞いた市民の方々等々が利用する駐車場については、何万の桁までカウントできているのですね。しかし、年に数回しか使われないであろうEV車の使用についてはカウントしていないと。カウントしない理由は何なのでしょう。私は、これは2回目の同様の質疑で、カウントの必要性があると。なぜなら、必要であそこに設置したのですよね。そうす

ると、どういった形で必要性があったということ担保するためには、数を数えて市民に知らせる義務が私はあると思います。なぜ数えないのか、お知らせいただきたいと思います。

◎管財課長(羽場 隆史) なぜ数えていないのかということですが、利用に当たってスイッチを入れて利用するという形にはなっておりません、そのこの駐車場に車を入れて充電すれば充電できるという形になっております。ですので、ここの機械を使ったのでカウント1という形になっておりませんので、その場所に人を張りつけておくような形にもできませんので、人数は把握できていないという状況になります。

◎22番(松橋 武史委員) システム上、自動でカウントできないためカウントしないと。システム上、カウントできるような装置はありますよね。それをつければ、年に何回、いつ何時にそれが使われたということが分かるわけですよ。それをやらないのはなぜなのかなという疑問が残るわけでありま。

そして、この充電システム、充電装置というのですか、充電器の保守点検、メンテナンスは、今、勝手に使ってもらって勝手にどうのこうのという話でありま。全く設置者の無責任が露呈したのかなと思わざるを得ません。

そこで、しっかりこれを貸す側が、貸す側の責任として保守点検、メンテナンスを行わずに何か事故があった場合、車が充電中に故障した場合、責任は市にあると思われま。しかし、物の本のルールに勝手にやって壊れた場合については自己責任だという文言があればまた別ですけども、その辺の整理はどうなっていますか。

まずは、月に1回なのか、月に2回なのか、どのような形で保守点検、メンテナンスが行われているのかお伺いさせていただきます。

◎管財課長(羽場 隆史) 点検のことについて

ですけれども、年2回、職員が設備の点検をしております。そのときに合わせて電気自動車の機器の確認をしております。

◎22番(松橋 武史委員) その職員の方は、点検業務に当たって資格保有者なののでしょうか。

◎管財課長(羽場 隆史) 管財課の職員がやっておりますので、特に資格を持っているという感じではございません。ただ、点検した際に何か不具合等があれば、すぐ修理するという対応を取ることしております。

◎22番(松橋 武史委員) その点検については、誰もができる形になっているというお話でした。だとすれば、点検マニュアルに沿って点検をすれば誰もができるということに聞こえます。しかし、何も分からずに2人ですか、年に2回、目視なのか、どうなのか、それと紙があつてのものなのか、その辺を教えてくださいませんか。

◎管財課長(羽場 隆史) 目視と併せてきちんと充電できているか、公用車に電気自動車もごございますので、それに差してきちんと動いているかという確認をしております。

◎22番(松橋 武史委員) それが保守点検と言えるかどうかというものをいま一度検証していただきたい。そしてまた、貸す側の責任として、何か事故があったときには間違いなく市の責任になります。ですので、その辺も整理してもらいたい。そしてまた、どれくらい使われているのかというのは、やはり管財課としてしっかりカウントするべきだと思われま。これは二度目の提言になります。しっかりと受け止めて対応するようにお願いいたします。

そして、今、課長から電気自動車の話がありましたが、市が保有する電気自動車は1台ですよね。2台ですか、失礼しました。232ページの物品には1台と書いてあるような気がしたので1台

と申し上げたのですが、2台あるということでもあります。

そこで、その2台については、この駐車場にあるEV専用の充電器を使われているのか、また、その頻度についてお知らせ願います。

◎管財課長(羽場 隆史) 利用については、今、立体駐車場に置いてある2基の機器で利用しております。

今の公用車はどうしているかといいますと、1台は公用車に置いておりますので、戻ってきたら、まず充電するという対応をしております。それがいっぱいになれば、もう一つの電気自動車へ充電するという形で、1台を交互に使っているような形で、もう1台は市民の方が利用できるように空けておいているような状況で活用しております。

◎22番(松橋 武史委員) 分かりました。

そうすると市で保有する電気自動車を月に数回ですか、充電することでしっかり使えているということも確認できるので、それも保守点検の一つなのかなと、少し安心するところでもありますけれども、どうぞ先ほど申し上げたとおり、事故責任は市にあるわけでありま。しっかりと対応のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、先ほど申し上げましたカウントについては、決算ですからあれなのですが、今後、何か考えがあればお知らせ願いたいと思います。

◎管財課長(羽場 隆史) カウントについては以前も委員から指摘がございましたので、何かしらの対応ということであれば、その機械に鍵をつけて、鍵を借りてという利便性との兼ね合いもござい。ますので、その辺、どのようにカウントできるようになるのかということを検討していきたいと思っております。

すみません、先ほどの新紙幣対応のところ、ちょっと答弁漏れがございました。

先ほど事前精算機のみでお話ししましたけれども、精算機も対応が必要でしたので、全部で2台分ということになります。失礼いたしました。訂正いたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎7番（竹内 博之委員） 通告していないのですけれども、決算書の58ページ、2款1項7目の指定管理料について質疑したいと思います。

私はこれまで指定管理について、いろいろ一般質問等でも取り上げましたし、木村議員も指定管理については何度か一般質問を通じて取り上げてきたと思っています。

指定管理者で、どうしても人件費だったり物価が上がったりといろいろな負担が増えていく中で、自分たちの努力によって収益を確保することが、制度改定とかマニュアルの改定によって必要でないかというお話も議論の中でさせていただいていたのですけれども、ホームページを見ると、今年の4月にマニュアル改定ということが出ているので、この辺りのこれまでの指定管理事業者への事業の実施に当たっての収益確保の観点から、こういった変遷があったのかということについて、まずお聞きいたします。

◎管財課長（羽場 隆史） 本年7月に指定管理のマニュアルを改定した経緯ということでお話しいたします。

昨年度に当課の職員が研修の受講、それから先進地への視察を行いまして、それで得られた情報を参考にして、指定管理者が積極的に自主事業を

実施し収益を確保するという一方で、指定管理者の財務基盤強化による施設の安定運営や指定管理者職員の労働環境の向上につながるということを期待しまして、自主事業の実施条件の緩和をするための具体的な手法について、庁内関係課と協議、検討を重ねまして、マニュアルを改定しました。その中で、自主事業に対しての緩和の場合の規定を定めたものです。

具体的な緩和の内容としましては、自主事業のうち提案事業に該当するものについては、市が施設条例に基づき、使用料を減免する場合があることとしたものであります。

提案事業となる要件は二つございまして、一つ目が提案した事業内容が施設条例上の設置目的に合致すること、二つ目が実施する事業により施設の利用促進やサービス向上につながることであります。

ただし、提案事業に該当するかどうかにつきましては、指定管理者から提案いただいた自主事業について、市が承認するという形を取っております。

◎7番（竹内 博之委員） この提案事業を、マニュアル改定に当たってつくってくれたというか、指定管理事業者がより幅広い運用をできるようにしてくれたということは、本当にこれまでの議論も踏まえてくれて改定していただいたのだろうということで感謝申し上げたいと思います。

一方で、今回の一般質問で、私は財政の負担が今後まだまだ厳しい状況が続くのではないかとこのところには、当然委託先の人件費だったり物価だったり、もろもろの負担が当然市の財政にも跳ね返ってくるのではないかと懸念を持っているのですけれども、その中で、結局指定管理事業者にその負担を一方的に強いるというのも厳しい、しんどい状況が続くので、これまでの議論の中でも、より幅広くこの指定管理制度そのものを

考えたときに、私は、先進事例の取組として、一般管理費を設けてみることも一つの方法でないかというお話もさせていただいたのですが、この一般管理費の部分に関しては、それこそ先ほどの答弁でも、いろいろな先進自治体を見て研究していただいているみたいなので、その点についての認識とかをお伺いできればと思います。これを最後にします。

◎管財課長（羽場 隆文） 一般管理費の扱いということですが、一般管理費につきましては、昨年の8月に先進自治体の視察を実施しました。導入のきっかけ、それから仕組みづくり、実際の運用における課題、財源等の聞き取り等を調査してきておりました。現状では導入までには至っておりませんが、現在、当課において具体的な制度内容を検討しているところであります。今後、関係課等と進めていければと考えております。

◎委員長（外崎 勝康委員） ほかに、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、2款総務費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、3款民生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋田 美織） 72ページから88ページにかけての3款民生費の決算について、御説明申し上げます。

72ページを御覧願います。

1項社会福祉費は、福祉総務課、障がい福祉課、生活福祉課、介護福祉課、国保年金課等に係る経費であり、予算現額174億8267万3821円に対しまして、支出済額は167億6351万1830円、翌年度繰越額は1億8746万6419円で、5億3169万5572円の不用額となっております。翌年度繰越額は、物価高騰生活支援臨時給付金給付事業及び個別避難計画作成推進事業に係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

74ページを御覧願います。

1目社会福祉総務費19節扶助費の5518万2730円は、物価高騰生活支援臨時給付金などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

76ページを御覧願います。

2目心身障害者福祉費19節扶助費の8457万5853円は、放課後等デイサービス扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

78ページを御覧願います。

3目老人福祉費27節繰出金の2億7411万8224円は、介護保険特別会計の繰出金が見込みを下回ったことによるものであります。

4目社会福祉施設費12節委託料の776万9837円は、弥生荘指定管理料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

80ページを御覧願います。

6目後期高齢者医療費12節委託料の1558万9619円は、後期高齢者健康診査業務委託料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

81ページを御覧願います。

2項児童福祉費は、こども家庭課等に係る経費であり、予算現額136億4003万8000円に対しまして、支出済額が133億355万2338円、翌年度繰越額は2148万8400円で、3億1499万7262円の不用額となっております。翌年度繰越額は、旧ひまわり荘解体工事に係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

82ページを御覧願います。

1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金の6329万7032円は、一時預かり事業費補助金の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

83ページを御覧願います。

2目児童運営費19節扶助費の1億5782万2634円は、認定こども園等給付費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

84ページを御覧願います。

4目児童福祉施設費12節委託料の1154万9978円は、弥生学園指定管理料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

87ページを御覧願います。

3項生活保護費は、生活福祉課に係る経費であり、予算現額70億3660万9000円に対しまして、支出済額が67億196万6729円で、3億3464万2271円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

88ページを御覧願います。

2目扶助費19節扶助費の3億2897万3172円は、生活扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、3款民生費の説明を終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） 本款につきまして、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） まず、通告しました3款1項1目の生活支援臨時給付金については質疑を取り下げます。

3款1項1目の決算書74ページ、社会福祉協議会除雪支援事業費補助金について質疑します。

令和6年度の実績と現状についてお伺いします。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 令和6年度の社会福祉協議会除雪支援事業の実績と現状についてということでお答えいたします。

弘前市社会福祉協議会除雪支援事業に係ります令和6年度の実績といたしましては、対象世帯が695世帯、ボランティア数が960人、延べ実施回数が1万2210回となっております。

令和6年度につきましては、記録的な豪雪であったことから、少雪であった令和5年度と比較すると実施回数が大きく増加いたしました。除雪ボランティア自体の減少に伴って、結果として平年並みの実施回数となったものであります。除雪ボランティアの高齢化や地域のつながりの希薄化などを背景に、ボランティアの確保が困難となっている地区が現状では増加していると認識しております。

◎4番（三浦 行委員） 昨冬の大雪では本当に大変だったと、本事業で助かったという市民の声もありました。

補助金の増額等について必要ではないかと考えますが、市の対応をお伺いします。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 弘前市社会福祉協議会では、各地区社会福祉協議会に対しまして、対象件数1件につき4,000円を助成しております。令和6年度は対象世帯が695世帯であったことから、総額278万円を助成しております。

市では、弘前市社会福祉協議会に対しまして、除雪支援事業に係る経費の3分の1の金額を助成しております。令和6年度の補助額は92万6666円で、補助上限である100万円を下回ったものでございます。

なお、1世帯当たりの助成額につきましては、令和4年度に、弘前市社会福祉協議会から地区社会福祉協議会への助成金を1世帯当たり3,000円から4,000円に増額して、ボランティアの経済的負担の軽減を図ったところでございます。

市といたしましては、今後も、弘前市社会福祉協議会と連携いたしまして、除雪支援事業に対する支援を継続して実施してまいりたいと考えております。

◎1番(須藤 江利加委員) 順次、私も質疑をさせていただきたいと思います。

まず、3款1項2目の障がい理解啓発事業についてお伺いしたいと思います。

決算説明書でいいますと、84ページになるのですけれども、こちらの文面を拝見しましたら、小中学校へ障がいのある方を講師として派遣し、様々な障がいに対する理解を深める講座を実施するとございます。こちらの事業内容及び実績についてお伺いさせていただきます。

◎障がい福祉課主幹(鈴木 由乃) 障がい理解啓発事業の実績でございますが、令和6年度は小学校2校、両校とも3年生を対象に実施、令和5年度は小学校2校、それぞれ5年生、3年生を対象として実施、令和4年度は小学校1校、3年生を対象に実施しております。

事業内容につきましては、聴覚障がい者の方を講師に迎え、耳が聞こえない方とのコミュニケーション方法や、その際の留意事項について学ぶほか、言葉を使わずに身ぶり手ぶりだけで出題された問題を答える伝言ゲームなど、児童が楽しい体験を交えながら障がいのある方と交流し、障がいへの理解を深められる内容で実施しております。

また、令和6年度は、これまでの講座内容に加え、新たに福祉施設職員を講師に迎え、車椅子の操作と介助体験、視覚障がい理解のため、白じょうを使用した歩行体験やクロックポジション体験などを実施し、児童が直接体験することで障がい理解が促進されるような取組を実施したところであります。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。

事前に資料を請求させていただいて、どの学校がやっているのかなというところは既に確認させていただいているのですが、説明書にもあるのですけれども、実施している学校が大変少なくて、令和4年、令和5年と同じ学校、福村小学校、城東小学校、令和6年は大成小学校がやっているというところは、事前調査で確認させていただいております。

同じ学校での実施が多いというのは何か気になる点なのですが、ほかの学校での実施の予定というのは、今後あるのでしょうか。

◎障がい福祉課主幹(鈴木 由乃) 小中学校の選定につきましては、毎年、当市の教育センターに実施校について事前に相談し、教育センターから市内の小中学校にある特別支援学校のうち、難聴、弱視、肢体不自由がある学校について情報提供を頂き、その情報を基に当課から学校と日程や講座内容等を直接調整した上で実施しているものであります。

市といたしましては、講師となる障がい者や学校との日程調整等、課題もございますが、障がいへの理解を深めてもらう観点からも、未実施の小中学校での実施に努めてまいりたいと考えております。

◎1番(須藤 江利加委員) 今後の展望というか、予定というところでは確認ができたところなのですが、小中学校48校が市内にあると思うのですけれども、この中でやってきたところが少ないけれども、実施した内容としていろいろすごく充実したものだなという、先ほどの答弁で分かっていますので、ぜひ多くの学校、生徒たちに体験していただきたいと思うところです。

この点については、これで終わります。ありがとうございます。

続きまして、3款1項3目の説明書でいけば87ページ、決算書77ページでございます。ねたきり高齢者寝具丸洗いサービス事業業務委託料についてお伺いいたします。

本事業は事業名のとおりかと思うのですが、この事業概要及び流れ、どのようにやっているのかについて具体的にお伺いしてもよろしいでしょうか。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） ねたきり高齢者寝具丸洗いサービスについて説明いたします。

当市が実施しておりますねたきり高齢者寝具丸洗いサービス事業は、在宅で生活されているおおむね65歳以上の寝たきりの高齢者を対象に、年に1回寝具を丸洗いし、乾燥、殺菌消毒を行うことで、保健衛生の向上や快適な生活の維持を図ることを目的として実施しているものであります。

流れといたしましては、7月に受付をいたしまして、対象者を決定いたします。その後、契約業者が9月上旬から10月下旬にかけて対象者宅を直接訪問し、寝具を回収した上で、約1週間後に返却する流れとなっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

寝たきりですので、御自身で申請というのは難しいのかなと思うのですが、さらに具体的に申請方法をどのようにしているのか伺えますでしょうか。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） 申請方法について申し上げます。

申請につきましては、市役所介護福祉課窓口のほか、岩木、相馬各総合支所民生課窓口において、利用申請書を御提出いただいております。主に御家族や各地区民生委員が申請においてなっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

少し今の答弁で気になる点がありまして、その事業の流れとかどういうふうにやっているのかの答弁の中に、7月に受付をして対象者を決定し、契約をいろいろやってから9月以降洗ってくださるということなのですが、これというのは7月を逃すともう洗えない、申請できないということではよろしいのでしょうか。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） 申請月が7月までとなっております、それを逃すと、後はできないことになっております。

◎1番（須藤 江利加委員） 1年に1回しか受付としてやっていないというのと、私個人としては、寝具というのは毎日寝て使うものですから、清潔にしたいところだと思うので、1回とは言わず何回か増やしていただきたいと思うところなのですが、この事業自体は大変よいものだと思います。この事業自体を周知するに当たっては、どうやって周知されているのでしょうか。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） 事業の周知方法について申し上げます。

周知方法としましては、広報ひろさきへの掲載や、FMアップルウェブの行政なんでも情報で周知を図るとともに、6月に行われる弘前市民生委員児童委員協議会定例会におきまして、各地区の民生委員へ本事業の周知並びに事業申込みの取りまとめを依頼しております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

説明書等々を見ましても、やはり実施回数とか件数自体がかなり少ないような印象を受けます。市内では高齢者がどんどん増えてきている中で、寝たきりの方というところをいくと、高齢者以外にも寝たきりの方はいらっしゃると思うので、ぜひ、周知の部分に関しては、関係者の皆さんと、もっともっと広げていただきたい事業ですので、周知徹底していただきたいなと思います。

また、先ほど伝えたとおり、年に1回、もしくは7月に受付をやめてしまうのではなくて、必要などきに受付できるような仕組みに変えられるように検討していただければなと思いました。ありがとうございます。

次の質疑に移ります。

3款1項3目、今話をしたところのすぐそばにあるのですけれども、決算説明書が87ページ、決算書78ページにございます。歩行安全杖支給扶助費についてお伺いいたします。

要するにこちらも、つえの支給の部分になるのかなと思うのですけれども、これについての概要と直近の3年間程度で構いませんので、支給状況をお知らせください。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） 歩行安全杖支給扶助費の概要と、直近3年間の支給状況について申し上げます。

当市が実施しております歩行安全杖支給扶助は、昭和47年より開始された事業で、目的としましては、歩行につえが必要なおおむね65歳以上の高齢者に対し、夜光反射テープが巻かれた木製のつえを支給し、歩行時の安全を図るものであります。

続きまして、直近3年間の支給状況につきましては、令和4年度で195本、令和5年度で207本、令和6年では247本を支給しております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

直近3年間ではありましたけれども、200本前後、毎年出ているということでもあります。

この事業はいいものではありますけれども、この流れといいますか、どうやって受け取ることができるのかについて、少し具体的にお答えいただけますか。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） 事業の流れについて申し上げます。

申請は、市役所介護福祉課、岩木、相馬各総合支所民生課において、本人、御家族、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員より受付しておりまして、その場で申請があり次第、つえを配付しております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

各所で対応してもらえるということでありました。

最初の答弁で言っていたところで、今現在、市が支給しているのが木のつえであるということで、私も介護とか薬局で勤めた経緯もありますけれども、その中でつえというのは、今、木ではなくて、長さを変えることができるようなものが安価でかなり普及していますし、いいものがあります。木を渡しているということですが、市でつえの単価は幾らで仕入れて出しているのでしょうか。

◎介護福祉課主幹（関 進一郎） つえの単価でございますが、つえの単価につきましては、木製で夜光反射テープを巻いたもので、1本当たり税込み1,980円となっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

そうであれば、1,980円くらいのはたくさん今出回っておりますし、聞いた話によれば、木の長さが本人にあまり合わない場合は、自分で切るか、ケアマネジャーとか関係者の方が一生懸命のこぎりで切って使っているということを伺っていますので、ぜひもうちょっとその辺を柔軟に対応できるように、値段設定だけにして、御本人が欲しいものを買ってもらえるようにするとか、仕組みをちょっと、何せ事業自体が昭和47年から始まっているものですから、内容をちょっと改善していく必要があるのではないかなというところを求めて、この質疑は終わります。

最後に、3款2項4目の児童館等管理工事についてお伺いいたします。

こちらの説明書を拝見しましたがけれども、各所の解体工事とか、必要な修理工事が行われるようでございます。今回、御提示いただいている施設において、より具体的にどここの施設で一体何を行うのかというところを、もうちょっと詳細を教えてくださいいただけますでしょうか。

◎こども家庭課健全育成係長（小川 華子） 冷房設備につきましましては、自得、堀越、城東児童館の3施設に各1台、船沢、新和、東目屋児童館の3施設に各2台の計9台、三岳、北、致遠、西部、みやぞの、千年児童センターの6施設に各1台、東部児童センターに2台の計8台を新設しております。

暖房設備につきましましては、経年劣化により修繕が不可能になった千年、致遠、北児童センターが各1台、みやぞの児童センターが2台の計5台のFF式ストーブ取替え工事を行っております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

今、設備のところ、冷暖房の設備が入るといふ話を伺ったのですけれども、それ以外の部分で解体工事が二つあります。こちらについては解体されるのでしょうか、スケジュールはどのような感じで行う予定になっているのでしょうか。

◎こども家庭課健全育成係長（小川 華子） 旧進修児童館と旧ひまわり荘の施設規模が異なる2件の解体工事を行っております。

旧進修児童館の解体工事につきましては、令和6年4月にアスベスト含有調査委託を発注し、令和6年8月に残置物の処分業務を委託した上で、令和6年10月に工事契約を締結し、工事期間を100日間として実施しております。

旧ひまわり荘の解体工事につきましては、旧進

修児童館と同様に、令和6年4月にアスベスト含有調査を委託し、令和6年8月に残置物の処分業務の委託を行い、令和7年3月に工事契約を締結しており、工事期間を210日間として実施しております。

◎1番（須藤 江利加委員） 解体工事については分かりました。

冷暖房について少し伺いたいのがもう1点だけあるのですけれども、今回、各所で設置が新しくなったりするということなので、とてもいいと思うのですが、今回やるだけで全て賄い切れているのかという点が若干気になる場所なのですけれども、まだ足りていない、もっと冷暖房が必要な場所というのは、現段階ではまだ残っているものなのでしょうか。

◎こども家庭課健全育成係長（小川 華子） 冷房設備の設置につきましましては、冷房設備が未設置の部屋のうち、児童が主に活動する部屋から計画的に整備していく予定になっており、設置完了は令和12年度を予定しております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

令和12年までとは、まだ時間がかかりそうではあるのですけれども、子供たちが過ごす場所でもありますので、ぜひスピーディーにやっていただければと思います。ありがとうございました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来。

◎8番（樋川 篤子委員） お願いします。

3款1項1目、決算書74ページです。説明書は72ページになります。弘前市社会福祉協議会運営費補助金について伺います。

この運営費補助金として、合計8057万9000円となっています。その中の法人後見事業費478万5000円についてお伺いします。

まずは、法人後見事業についてお知らせくださ

い。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 弘前市社会福祉協議会に対する運営費補助金の中の法人後見事業ということでお答えいたします。

まず、法人後見につきましては、社会福祉法人やNPO法人などが法人として成年後見人等に選任されるものでございます。法人後見では、法人の職員が後見事務を担当して行いますので、その職員が何らかの理由で事務を行えなくなったとしても、法人として後見事務を継続して行えるという利点がございます。

弘前市社会福祉協議会では、令和元年度から法人後見を開始して、地域における権利擁護の受皿として活動していただいております。市では、この社会福祉協議会運営費補助金によって、その費用の一部を補助して、法人後見の取組を支援しているところでございます。

◎8番（樋川 篤子委員） この法人後見事業費478万5000円の内訳を教えてください。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 478万5000円の内訳ということでお答えいたします。

弘前市社会福祉協議会では、成年後見制度のサポートを受ける方の状況に応じまして、必要な医療や介護を受けるための契約のほか、相続などを含めた土地家屋の処分、死後の事務対応など様々な業務を担っていただいております。

さらに、被後見人が亡くなられた際に備えまして、24時間対応できるように体制を構築しております。市では、市の補助金につきましては、法人後見事業に従事する職員の人件費のほかに、後見活動に係る保険料、体制強化のための研修費等に充てられております。

◎8番（樋川 篤子委員） 社会福祉協議会の法人後見というのは、被後見人の報酬が自主財源になる仕組みで、この報酬は家庭裁判所の審判で定められるものと認識しているのです。今この御答

弁で、478万5000円の内訳が保険費、あとは保険料とか研修、それと人件費という、ちょっと人件費が多くを占めるのかなという印象なのですが、今、受任件数の現状と、あと対応に当たっている職員の人数が分かれば教えてください。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 受任件数と対応に当たっている職員の人数ということでお答えいたします。

今年4月初めの時点での受任件数が20件、それから8月末現在の受任件数は22件となっております。

市社会福祉協議会が受任しているケースの特徴といたしましては、長期的な財産管理などが必要とされるようなケース、こういった複数の課題があるケースを長期的に受任しているものと考えております。

◎8番（樋川 篤子委員） いろいろな業務があり、兼任されているかと思うのですが、もし可能でしたら、今現在、法人後見に携わっている職員の数が分かりましたら教えてください。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 失礼いたしました。社会福祉協議会で法人後見に携わっている職員の人数ということでお答えいたします。

令和6年度から社会福祉協議会の中に成年後見等事業推進室を設置いたしまして、受任体制を強化しておりますが、この中でほかの業務を兼任する3人が後見事務を行うとともに、24時間対応できる体制を取っていると伺っております。

◎8番（樋川 篤子委員） この運営費補助金なのですが、本来はNPOとか民間だと、被後見人からの報酬を基にいろいろなやりくりをしているという現状があるかと思います。社会福祉協議会運営費補助金の人件費が6400万円くらい、この中の法人後見事業費の人件費もこの478万5000円に含まれている。あとは自主財源となる被後見人からの報酬が、どのように適正に運営されているの

か、二重でということがないものか、その辺に関して、今数字はあれなのですけれども、こういう人件費など、補助金が適正に使われているかどうかというチェックは市でされるものでしょうか。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 社会福祉協議会につきまして、補助金が適正に使われているかどうかというチェックなのですけれども、市としてはその確認はしております。

弘前市社会福祉協議会につきましては、この法人後見もそうなのですけれども、様々な地域福祉に係る事業を実施していただいているところがございます。例えば、日常生活自立支援事業であったりとか、ボランティアの関連事業であったりとか、そういった地域福祉に係る事業を実施していただいております。そういったところに対して、運営費補助金を支出しているところがございます。

◎8番（樋川 篤子委員） 弘前市地域福祉計画というものがあって、ここは少子化ですとか高齢化、ヤングケアラーとか多様な問題が出てきていて、重層的な相談支援体制の構築が急務と、市が策定しているもの、弘前市地域福祉計画には書かれています。

加えて、弘前市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画がありまして、これと連携を図ると図でも詳しく示されていて、市と社会福祉協議会は両輪で支援を進めていくと認識していますので、これからますます本当に重層的な支援が必要になってくると思いますので、自主財源があるならそれをうまく活用し、補助金を出すなら本当に最大限の機能を両方で発揮していけるように進めていっていただきたいと思います。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、まず3款1項1目、決算書74ページ、弘前市社会福祉協議会除雪支援事業費補助金ということで、今、三浦委員からも質疑があったのですけれども、

ちょっとはしよらせていただいて、まず695世帯の実施に対しての内訳というのを聞かせてください。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 695世帯の内訳ということでお答えいたします。

対象となる除雪支援事業の要件といたしましては、高齢者や障がい者、母子・寡婦世帯というところがございます。かつ自力で除雪作業が困難であったりとか、経済的に除雪業者に依頼するのが困難であったりとか、近隣に親戚等がなく、援助が見込めないというところが満たされる世帯に除雪支援を行っているところがございます。

市社協によりますと、高齢者世帯の割合が大きいと伺っているところがございます。

◎10番（成田 大介委員） そうかと思いません。

あと960人のボランティアというのは非常に少ない数ではない、多い数なのかなと思うのですけれども、この確保方法というのはどうしたものでしょうか。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 960人というボランティアの確保方法ということでお答えいたします。

地域社会福祉協議会が主体となりまして、地域住民への声がけ等により、ボランティアを確保しているということで伺っておりますが、高齢化などもありまして、確保が困難になりつつあるという課題も伺っているところがございます。

◎10番（成田 大介委員） 先ほど実施回数が1万2210回あったというところなのですけれども、これは1世帯当たり4,000円という話もお聞きしました。それで、補助額が92万6666円だということの費用対効果を考えたときに、非常にいいのかなと思うのですけれども、その費用対効果のところは飛ばさせていただいて、これと併せて、昨年の大雪に必要とする世帯のニーズは満た

せたと感じているのでしょうか。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 必要となるニーズを満たせたかどうかというところでお答えいたします。

弘前市社会福祉協議会からは、先ほどもお答えいたしました。近年、除雪ボランティアが不在の地域も増えていると伺っておりまして、記録的な豪雪となりました令和6年度の実施回数は、少雪となりました令和5年度からは大きく増加しておりますが、平年並みの実施回数にとどまったものでございます。

市の除雪困難者全体のニーズを満たすことは、ボランティアの数が増えていない現状からも難しい状況にあると認識しております。

市といたしましては、今後も弘前市社会福祉協議会と連携いたしまして、除雪支援事業に携わるボランティアの確保など、個々の課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） 最後に、今様々な異常気象と言われているものが数年で何か起きるということになっていまして、今年度も大雪になってくる可能性も当然あるし、これが1年後、2年後とずっと続いていく可能性もあるわけでございます。

ボランティアの確保というのは非常になかなか難しいテーマなのかなと思うのですが、これについて、確保の見通し、あるいは今後の持続性について、最後にお聞かせいただければと思います。

◎福祉総務課長（高屋 憲） 今後のボランティアの確保の見通しということでお答えいたします。

近年、高齢化が進みまして、ボランティア除雪を担うのは町会の方であったり、地区社会福祉協議会の方であったり、そういうこともありまして、これらの方の高齢化などによってボランティアの確保が困難となっていると伺っております。

弘前市社会福祉協議会においては、現状の除雪支援の仕組みの見直しも含めまして、地区社会福祉協議会及び市と意見交換をしていく予定であると伺っております。

市といたしましては、弘前市社会福祉協議会と連携いたしまして、ボランティアの募集方法などについて、一緒に検討してまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） 次に、3款2項1目、決算書82ページであります。

第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画利用希望把握調査等業務委託料について質疑いたします。

まず、この事業の概要と451万円という金額のおよその内訳についてお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 事業の概要と451万円の内訳について御説明をいたします。

まず、各市町村は、子ども・子育て支援法に基づきまして、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を定めることとされております。

当市の第2期計画が令和6年度末で終わりを迎えることから、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期計画の策定に当たりまして、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実情を把握するためのニーズ調査、調査結果の分析等を委託したものでございます。

451万円の内訳といたしましては、ニーズ調査に係る提案や調査の実施、集計、分析、調査結果の報告等に係る直接的な人件費が121万9000円、報告書の作成や調査票の印刷、発送等に係る費用が283万1000円という内訳になっております。

◎10番（成田 大介委員） そして、この調査対象者というのが就学前児童の保護者4,000件、これは無作為に抽出していると、それと就学児童

の保護者6,498件は公立小学校の全児童とありますが、そのような調査方法とした理由、そして、この無作為抽出というのはどのようにやるのかお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） お答えいたします。

前回、第2期計画の際には、就学前児童の保護者と小学生の保護者、各2,500件、計5,000件で実施しております。しかし、より調査の精度を上げるため、就学前児童の保護者を4,000件、公立小学校の全児童の保護者を6,498件の約2倍の調査数としたものであります。

小学生の保護者に対しましては、小学校経由で調査票を配付し、就学前児童の保護者に対しましては、地域に偏りが出ないように、まず、市が対象児童がいる世帯を住基データから抽出しまして、それをさらにランダムに選定したデータを基に宛名シールを作成し、その宛名シールによって、委託事業者が調査票を対象家庭へ配付する方法といたしました。

◎10番（成田 大介委員） 地域に偏りが出ないようにしているのかなということをお聞きなのですが、この調査票の回答率というのはどれくらいになっているかお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 調査票の回答率ということでございますが、就学前児童の保護者の回答率が55.6%、小学生の保護者が46.6%、全体で50%ということでした。

なお、前回第2期計画策定時の回答率が47.1%でありましたので、2.9ポイントアップしております。

◎10番（成田 大介委員） 最後にお尋ねするのですが、この調査報告書の作成ということで、当然作成されたのであれば、市民の皆さんも見られるような状況になっていなければいけないのかなと思うのですが、それは見られる

状況なのかということと、さらに、もし見られた場合に、前回調査との比較とかというのはできるものなのかどうか、もし分かれば最後に教えてください。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 業務内容に係る調査報告書ですが、成果物として事業者から提供を受けまして、昨年12月、市のホームページに掲載しております。ですので、どなたでもその内容については、ホームページ上から御覧いただける内容となっておりますが、前回内容との比較というところではしていないところでございます。

◎10番（成田 大介委員） 次に、3款2項1目、決算書82ページ、説明書の92ページです。特別保育事業について質疑いたします。

まず、令和6年度の一時的預かり事業の延べ利用人数が8万929人ということに対して、一時的預かり事業の利用者負担軽減の交付件数が14件となっております。ちょっと少ないように感じるのですが、これは条件が厳しいとか、あるいは制度を知らないとか、何かそういう理由はあるのかどうかお聞かせください。

◎こども家庭課保育係長（福田 育子） この事業は、国の実施要綱の改正に伴って、令和6年11月から新たに開始されたものであるため、令和6年度は交付件数が少なかったと考えております。

条件については、保育所等を利用していない低所得者世帯と限られておりますので、人数は制限されてくるかと考えております。

この制度の周知については、市ホームページや広報、ラジオのほか、施設から保護者に対して制度の説明をしていただいております。

◎10番（成田 大介委員） 次に、延長保育についてなのですが、令和6年度の利用者数は2,171人ということで、これが多いか・少ないかは何とも言えないのですが、この事業体

制について何か不足とかはないか教えてください。

◎こども家庭課保育係長（福田 育子） 令和6年度の入所児童数は4,468人でした。そのうち約5割の児童が延長保育事業を利用しております。延長保育事業は全ての施設において実施しており、市内全域において提供体制に不足はないと考えております。

◎10番（成田 大介委員） そして、夜間利用についてなのですが、今いろいろとそれぞれの働き方であったり、あるいはひとり親家庭で、夜間保育のニーズというのは非常に高まっているのではないかなと思うのですが、これについての課題があればお聞かせください。

◎こども家庭課保育係長（福田 育子） 夜間利用に対応している施設は市内に4施設ございます。夜間利用を希望する保護者と各施設がうまくマッチングされており、夜間利用に対する要望等は現在寄せられていないところでございます。

今後は、夜間利用のニーズが高まった場合には、各施設への協力を仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） 最後に意見というか、要望というか、また毎年一年一年状況は変わっていていると思うので、一概には言えないのですが、以前、シングルマザーの親御さんが仕事の関係で、夜間保育に預けたいのだけれども、もう定員に達してしまって、その日は行けないみたいな感じで、子供を預かってくれないかという相談が来たこともありました。そういう意味でいうと、実際の調査の部分と利用したい人のニーズというか、そういう部分は若干の乖離もあるのかなということも感じたりするので、その辺のニーズに対してはしっかり対応していけるように、意見の聞き取り等ができる場面があったらしっかりと取り組んでほしいなとお願いして終わります。

◎委員長（外崎 勝康委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明25日、引き続き3款民生費から審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（外崎 勝康委員） 御異議なしと認め、明25日、引き続き3款民生費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（外崎 勝康委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明25日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時50分 散会〕

委員長 外 崎 勝 康

副委員長 坂 本 崇